

第十九回 参議院文部委員会 會議録第二十七号

公聴会

昭和二十九年四月二十三日(金曜日)午前十時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長

川村 松助君

理事

加賀山之雄君

荒木正三郎君

委員

雨森 常夫君

木村 守江君

田中 啓一君

高橋 衛君

中川 幸平君

吉田 萬次君

中山 福蔵君

岡 三郎君

高田なほ子君

永井純一郎君

松原 一彦君

長谷部ひろ君

須藤 五郎君

野本 品吉君

國務大臣

大達 茂雄君

文部大臣

政府委員

文部省初等中等教育局長

事務局側

公述人

朝日新聞社顧問

第七部

評論家 御手洗辰雄君
東京大学教授 海後 宗臣君
神奈川大学教授 高山 岩男君
東京大学教授 鶴岡 信成君

本日の會議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案について公聴会を開会いたします。

開会に當りまして公述人の皆様は文部委員一同を代表いたしまして、御挨拶を申し上げます。当委員会は只今義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案を審議中であり、この法案の重要性に鑑みまして公聴会を開き、先生方の御意見を拝聴いたし、審議の参考に資することになり、本日先生方の御出席をお願い申し上げたところ、御多忙中にもかかわらず御出席を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。

只今から御意見を拝聴させて頂くのでございますが、御発言の時間につきまして、別に制限はございません。どうぞそれらのお立場から腹藏なき御意見の御開陳をお願いします。文部委員各位にお願いをいたしますが、公述人

の先生がたに対する御質疑は公述人各位の御意見の開陳が終りましてからお願ひ申し上げることとし、討論に亘るようなことは差控えて頂きたいと思ひます。

それでは今から御意見を伺います。関口先生から先にお願ひいたします。

○公述人(関口泰君) 教育の政治的中の確保のために教員の政治活動を大幅に制限する二つの法案につきましては、稀に見る乱暴粗雑な法案として、いろいろの方面から非難があるようであり、先ず教育が皇國の道に則するという明治憲法時代のそれと、人類普遍の原理による新憲法になつてからは全く性格を異にしたといふことを先ず注意しなければならぬかと思ひます。

殊に政治教育において然りであり、政治教育におきましては、政治と教育とは隔離されていたもので、文部大臣は天皇の官吏として統治者、支配者の側にあり、臣民は絶対服従を性格としていたものであります。それ故教育行政は教育者に対して臣民に対して、絶対の支配権を握つていて怪まれなかつたのであります。

教育法令は勅令、文部省令によるもので重要なものは枢密院に諮詢されましたが、帝國議會の審議のほかにあつたのであります。これによつて教育の制度内容を政党的論議のほかに置いて、文部官僚の支配の下に置いて、これを教育の政治的中を考へていたようであり

ります。この体制に應じまして教育を二つの系統に分けておりました。支配者の教育の系統と服従者教育の系統の二つであり、それで支配者養成のための教育としましては、官吏養成機関と言つていたところの帝國大學を頂点としてその下に高等學校、中小學校、割合に完備した學校系統をもつていたのであります。服従者教育のために國民皆兵の兵營教育を最後にいたしまして、それに繋がる不完全な青年學校、不完全な青年學校に繋がる義務教育しか与えていなかったものであります。実業學校もありましたが、これも袋小路と言つてしまつて卒業して大學のほうには続いていなかった、そして卒業學校が將來の人生を決めていたのであります。そしてこれらの服従者教育の教員養成機関として特殊の師範教育という制度が用意されていたことを特に注意する必要があります。政治教育は行わなかつたというところから、政治と教育を隔離して、教員には政治結社に加はることを、政談集會に行くことすら許さず小學校教員の選挙に関する権利も著しく制限されていたのであります。

明治からそれが大正昭和となつて多少の制限緩和がありましたが、治安維持法乃至治安警察法が戦争まで続いてきたように、それは大体の方向としてはそのままであつたのであります。その結果が政治は腐敗墮落し、教育は萎靡沈滞していたのであります。

政治のほうに腐敗墮落をなし、教育のほうに萎靡沈滞した。つまり政治のほうには教育といふことと隔離されたために政治は勝手氣儘に腐敗の道を辿つた。教育のほうは公のことに對する考へ方と隔離されたために非常に沈滞した。それで軍部官僚の跋扈が國を亡國に瀕せしめて、政治と教育が敗戦の道に突き進んだ。その結果が今日まで及んでおるといふことは現に見るようであります。

然るに新憲法になりますと、教育の機会均等について一つの条文を設け、明治憲法には教育に関する条文はなかつたのであります。新憲法におきましてはすべて國民は、法律の定めるところによつて、その能力に應じてひとしく教育を受ける権利を有するといふことを定めておるのであります。能力に應じてひとしく教育を受けるのでありますから、一本の教育系統ができたわけであり、前の二つの支配者と服従者と別々の教育を与へるところによつて、法律の定めるところによつて、その能力に應じてひとしく教育を受ける権利を有するといふことに定めたのであります。このことは一方におきましては法律の定めるところにより國會が教育のことについて責任を持つ。教育は官僚の手から國會の手に渡つたのであります。又教育と政治を隔離するどころか、民主政治と民主教育とは一体でなければならぬといふ原則がそこに打建てられたわけであり、その關係は教育

基本法にはつきりときめてあるのでありまして、その前文を読んでみますと、憲法が民主的で文化的な国家を建設して世界の平和人類の福祉に貢献しようとするこの憲法の理想の表現というものはただ根本的に教育の力に待つべきものである。この憲法の精神に則つて教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するのがこの教育基本法を制定したゆえんであるということと前文にはつきり書いてあるのであります。これがいわば教育勅語に代るべきものという教育基本法の規定であります。明治憲法には、教育に關しては一つの条文もありませんでした。そうして憲法發布の翌年に教育勅語が發布されたのであります。教育勅語の掲げる徳目はたくさんあるものであります。その中にはその当時の時勢を反映して、世界平和のことは一言もありません。或いは博愛に及ぼしというような言葉はありますけれども、これはむしろ国内的な意味と解釈すべきであります。又政治教育につきましても、「國體ヲ重シ國法ニ遵ヒ」とあるだけであります。それも、「一旦緩急アレハ」消えてしまふというように教えられていたように見えます。神勅に基づく皇國の道に則るものでありますからして、ただ忠君愛國、忠孝一致、詔を承われば必ず謹しむという、勅語であるが故に、これを奉々服膺する、この詔を承われば必ず謹しむというその精神でできていたものであります。それでありますから、民主政治の時代になりました。主権は國民に存する自主的の民主國民の教育とは異らざるを得なかつたのであります。主権在民ということとは、政治の源泉は國民にある。國民はただ統治

され、支配され、服従することを性格とするのではなくて、国家社会の形成者として創造的、自主的でなければならぬのでありますから、政治教育が特に重要性を持つて来るのは言うまでもありません。そこで教育基本法第八條が特に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ」ときめたわけがあるものであります。民主政治を行う民主國の民主教育としては当然のことでありまして、それでありまして、この政治に参与する權利といふものは、民主國民の基本的人權の最大のものであります。そのために、言論、集会、結社の權も、學問、思想の自由も憲法に保障されているのであります。教育基本法第八條の、先ほどの政治教育の第八條第二項のほうに、学校の、政黨からの中立を規定しているというの、これは學問を政黨から守るためのものならず、政黨的教育を強いるために教職員、學生の政治的自由を奪ふことなく、これを保障するためにあると見なければならぬのであります。又基本法の第十條が教育行政を規定しているものであります。これは權力によつて不當の支配をしてはいけない。教育に対して不當の支配を加えてはいけない。教育は國民全体に対して直接に責任を負ふものであるから、教育行政はその教育の目的を遂行するのに必要な諸条件の整備、確立を目標として行われなければならないのであつて、この教育に対して直接に支配するやうなことをしては、それは不當の支配になる、それが教育委員会制度を作つた所以であります。そうして教育委員会制度を中央には置かないで、地方にだけ置いてある、政黨の選挙のほかに、公選されるという制度を持つて

いる。これは皆この政治權力の支配が教育に及ばないためであります。そうして教育の政治的中立を守り、教育が不當な支配に服することなく、教育を守るといふことが教育委員会の使命なのであります。それでありますから、今までの教育行政といふものは性格を全く異にしたのであります。不當の支配といふものは、政黨や組合に限らず、文部省でも文部大臣でも不當の支配をしてはならないのであります。職員組合が不當の支配をしてはならない以上、文部省の中央集權的の權力が不當の支配をしてはいけないといふのがむしろこの法律の目指したところであると思ふのであります。それでありますから、文部省といふ官庁の性格も變つて来ておりました。明治憲法の時代には、教育行政機關として教育の支配權力を持ち、教職員に命令できたのでありますけれども、新憲法下におきましては、教員に命令し、教育を支配する權力機關ではなくて、むしろ調停普及局的な性格、教育に奉仕する奉仕機關になつたといふのが文部省設置法に現われておるところであります。それでありますから、政治的中立といふのは、官僚が天皇の名において政黨の勢力、政黨の政争の上に超然としてゐる。官僚のやることは何でも公平である。官僚のやるのが即ち政治的中立といふやうな考え方は、これは明治憲法の時代でも官僚の思ひ上りとして攻撃されたのであります。新憲法においては、この官吏が全体の奉仕者である公務員になつておるのでありますからして、これは許さるべき態度ではないのであります。

以上を以て大体憲法と教育基本法とのこの問題に対する關係、或いは憲法、教育委員会から見たこの教育二法案に対する批判のあらましを終つたわけでありまして、なお二、三断片的に加えますと、教育の政治的中立といふのは、日教組的な政治思想一色に染めさせないといふことと共に、文部大臣の權力によつて、特定の政黨の内閣の文部大臣でありますから、その教育支配といふことを排除しなければならぬのであります。教職員が日本國憲法によつて政治的自由を持つ、政治的な無色を要求することは、この先ほどの教育基本法第八條第二項にもはつきりしてゐるのであります。このことが、むしろ教職員の政治的自由を守るために、この第二項の必要があるといふことを考えなければなりません。それを國家公務員並みに政治活動を縛つて行かうといふのであります。このことにつきましても、むしろ國家公務員法による人事院規則そのものが政治活動を縛つてゐることについても問題があるのであります。先ほどから申しました通りであります。この主權者、國民が、民主國民として最も大事な權利であるところの政治参加の權利、政治活動の權利の自由といふものを公務員となつたがために、これを放棄することが一体できるのか、これは人身売買と同じように見るべきものではないかと、自由を放棄することに於けるのではないかと思ふのであります。

又教育の機能は、現在の政治の是非を判断して、よりよき未来を作る義務が、責任があるのでありますからして、現在の政治に対して批判的であることは性格上當然であります。それでありまして、教員に特例法を必要といたしますならば、むしろその点において普通の官吏、普通の公務員以上の自由を認めなければならぬといふことになるのであらうと思ふのであります。

又日教組の教育に対する働きかけ等に行き過ぎの点があるといふことは、私も認めるのであります。併しなから、文部省が全国的に調査した政治的偏向の事例といふものは、一説して信用のできないといふやうなものもありましたし、又すでに反証の挙つてゐるものもあるやうであります。これは十分御調査になつて頂きたいと思ふのであります。これがもとになつて、こゝろがどうなことがあつてはならないからといふのであります。この教育者といふものを信用しない、これらの僅かな偏而者に支配されるという、教育者のみならず日本國民そのものを信用しない、侮辱するといふやうな虞れのあることについては考へて頂かなければならぬのであります。こゝろがどうなことがあつてはならないやうな二法案が出来ますと、人を見たら泥坊と思へといふ式の警察官心理、警察官眼光によつて教育を監視されるその弊害のほうに遙かに大きいのではないかと。我々が近頃地方に出て見ますと、教員はもうすでに萎縮してゐるやうであります。教員の萎縮は、當然に子供が教師を馬鹿にするといふやうな傾向を出してゐる。子供は純真ではあります。相対にもう新教育によつて影響されてゐる子供、この政治教育のみ……社会科等によつて政治教育的なことが行われてゐる、それに対して、今弊害のほうが大きくなつ

か、公選されるという制度を持つて

に、公選されるという制度を持つて

に、公選されるという制度を持つて

に、公選されるという制度を持つて

ると考えるのであります。まだ挙げれば幾らもありますけれども、この二つの例を見ましても、かような指導

ということが感じやすく純白なる青少
年に、非常な誤つた危険な考え方、事

突に對する誤つた認識を与えるといふことは、申すまでもないと考えられま

す。他にかような例も随分あるよう
で、私どもも直接いろいろ見聞いたし

でおることもありするが、これはこの席では省略いたしますが、これを

に山口県の一部の教員の人たちが行なつたというのであります。ならば、余りのこれと問題とすら必要ない。

余はこれを問題とする必要もないかと思ひますが、併し私が考えますのに

教員の一部でありましようけれども、日本教員組合といふ全国の金主がその

結合せられております組合の組織がこれを認め支持せられておるといふこと

であります。従つてかような間違つたことを、危険なことを全国の青少年に

向つて指導せられるということが全国的組織である日本教員組合も支持して

おるといふことになりますると、これは事重大だと思ふのであります。日本

教員組合がこのことを支持せられておるといふ証拠は幾つもございますが、

ここに一つ二つを挙げますならば、昭和二十八年六月宇治山田市における日

衆議院の大会において、その最終日に全
会一致をもつて、山口県教員組合及び
岩國市の教員組合、この二つの組合が

委員会の措置に抗議をされておるのであります。

第二の証拠といたしましては、同年七月のウイニペガの日報が、組合を

会にも日本教員組合の代表者からこのことを不当なる弾圧、我々は公正なる

【参考文献】

ことを教えたにかかわらず、例えば或る地域の子供のワークブックの中で、米ソ中共を公正に取扱つた内容が非難せられ、この回収を命ぜられたというようなことを、世界の教員組合に訴えております。アメリカ、ソ連中共は果して公正に取扱つたかどうか、これはこの山口県における問題の日記の内容を見れば明らかなことなんです。従つてこのことを日本教員組合が、組織としてやはり支持せられておるといふ事は、証據だてられると思うのであります。

かような事例は他にもたくさんあるのであります。問題は、かような危険な誤りをせられることが一部教員、先生でありましようとも、最後には教員組合という組織の力を以て誤り指示せられ横行せられるという点にあると思ふのであります。申すまでもなく教育基本法に定められてあります通りに、教員は全体の奉仕者でありましようし、保守政党に加担するものでも或いは革新政党に加担するものでもないはずであります。一人々々のかたゝが如何なる思想、如何なる行為を取らましようとも、それは差支えありませんが、間違つたことを以て、如何にも偏つたことを以て純白な青少年を導かれるといふことは、これは許されないことではなからうかと思ひます。教育機関が非常な高度の自由を得なければならぬことは冒頭に私申述べた通りであります。併しながらこの教育機関の自由独立というものにもおのずからなるそこに限界があるのではないかと考へるのであります。如何なる限界であるかと言へば、言うまでもなくこれは国家という有機組織の枠内にお

ける自由でなければならぬと思ひます。これを官僚の手で統制するとか或いは何らかの委員会の手で統制するといふような次第ではない。これは國民の常識として国家の枠の中で初めて自由があり独立があるものでなければ非常な危険が起るのではないかと。このことは教科書は今日でも初等教育の教科書は國家の検定によつておるといふ事実を見ましても、すべての人々が承認せられる事実ではないか。右派社会党におかれても、その教育綱領の中に教科書の初等教育の教科書の國家検定を認めておられます。何を教へてもいいといふのではありせん。これは國家といふ枠の中における學問の獨立であり、教育の自由でなければならぬと思ひます。曾つては統帥權の獨立といふことが非常に誤つて用いられて遂に國家の枠の外にあるかのごとき印象を与へ、さうな行動が遂に國を亡ぼしておるのであります。近頃は司法權の獨立或いは外交權の獨立、言論の自由といふ獨立や自由が極度に叫ばれて要求されておられますが、それらのものが國家の枠を離れた外にまで獨立という行過ぎた、誤つた考えによつて國を亡ぼしたと同じようなことが起る蓋觸ではないか、かように思ひます。學問の自由、獨立と申しましても、自然科學でさえも私は或る限界があるのではないかと、自然科學の研究ですら私は或る限界が今日はあるのではないかと思ひます。昔、地動説がローマ法皇によつて圧迫せられ、今日學問の自由を圧迫する人に対しての嘲笑の例となつておられますが、併し果

して自然科學といへども無限の自由が与えられていいのであるか、原子爆弾、水素爆弾、或いは窒素爆弾といふようなものが今日無限に研究され、製造されていゝものであるかどうか、かように考へますならば、自然科學といへども人間の生活における或る限度、これ以上は許すべきものでは無い、おのずからここに人間生活における最終的な自由の限界があるのではないかと、獨立の限界があるのではないかと、あるが當然である。人間は非常に自由を喜びますけれども、併し人間自身の住む地球を破壊するまでの研究を自由にやらせるほどの寛容ではあり得ません。民主主義といへども私は同様であらうと思ひます。民主主義は如何にも寛容なものでありますけれども、その住む國、その生活し組織しておる國そのものを破壊するような教育や思想、研究までも自由に放任してよろしいといふことは、あたかも窒素爆弾であるが、コバルト爆弾であるが、地球そのものを吹き飛ばしても差支えない、さうな研究もいゝということと同じ暴論ではないか、かように考へるのであります。かような見地からして、先ずこれら教育、學問の獨立自由といふことに對してもおのずからここには限界があるものと、かように考へます。教育基本法は如何にも立派な法律でありまして、その第六條には、教育者を全体の奉仕者と規定せられ、第八條には特定政黨の支持を禁止せられ、第十條には不當支配に服することなく、國民全体に直接に責任を負う、こゝういふようなことが規定せられておりました、多くの教育者諸君がこの基本法の各條章を重んじて自勵し、

責任を重んじておられるであらうといふことは私も信じておりますが、併し先ほど申述べたごとく、制しきれないものもあるものであります。これは言うまでもなく日本教員組合という大きな組織を通じての教員諸君の政治的活動が、今申しました自由の限界を超えておるといふような点、これは教員組合自身がなさるのではないかも知れませんが、一部の方々かも知れませんが、これが表面に現われますと、先ほどの宇治山田における大會の決議とか、或いはウインにおける世界教員組合に對する報告とかいふような事實に現われるように、如何にも教員組合御自身の活動なるかのごとく、即ち、全体の活動なるかのごとく見える危険があるものであります。ここに私は非常な危険を感じます。右派社会黨の方々は相當な進歩的な方々で、私も大體似たやうな考へを持つておると思ひますけれども、この右派社会黨の教育綱領を見ますと、その冒頭に、我が國の教育は、今やコンミニズムと、新たに覺醒しつつあるフアシズムとの壓力によつて毀滅せられんとする危険に瀕しておる、かように述べられておるのであります。コンミニズムによる破壊とは何を意味をするのか、私は説明を伺つたことがありますが、私が、およそ私の考へておるやうな危険を感じられておるのではないかと、かように思つておるものであります。今日私は日本教員組合を非難いたす意思は毛頭ございませぬけれども、併しその行動についても、今日までの現状といふものは、常識のある國民として甚だ納得し難いことが多いことを遺憾とするものであります。この教員組合の幹部の

諸君が共產黨の勢力の浸潤に對して非常な御苦心を以て防衛に努力せられておるといふことは、土佐における大會、或いは先般の静岡における大會、宇治山田における大會、その他の場合における教育研究大會等において、これらの大會の推移の状況から見まして、私も随分御苦心であることはよく承知いたしておりますけれども、如何にせん共產黨諸君の教員組合に對する浸潤と申しますか、働きかけといふものは頗る執拗であり熾烈であります。例えば昨年一月の高知における第二回教育研究大會における四千五百名の御出席者のうち、百七十名の共產黨グループが、開會の前日から頻りに會議を開いて、このグループが各分科會に入られて盛んな活動せられ、遂に第八分科會においては、教員組合本部が、平和と生産の教育といふことをテーマとして研究の結果をまとめられようとしたことに對して、非常な共產黨グループの努力によつて、これを平和と獨立の教育といふことに修正されております。これは「教育労働者」といふ雑誌の、その前における記事等から考へますと、明らかに共產黨の仕業であるといふことは言うまでもないかと思ひます。明らかにことであると思ひます。そうして二十七日の第八分科會におきましては、遂にソ連、中共、北朝鮮の平和論こそ眞の平和論であるといふやうな結論をすらもこの教育研究大會において出さしておるのであります。かようなことが今日國民の常識として許されるかどうか、私は多少の賛成者、同調者がありましようとも、大多數の國民はさうには見てはいないか、かように思ひます。これが

第八分科会を通してこの教育研究大会の結論となり、日本教員組合の組織を通じて全国五十万の先生方に流されて行く、これが実際にその通りに指導せられたということを私も考えませんけれども、かなり大きな影響を与えたのであろうということは想像に難くないと思うのであります。私はかような経過から見まして、教員組合の幹部諸君が非常なる苦心と努力を払って偏向を是正しようとなさつておるであらうということは認めます。けれどもその中に多くの偏向者の潜入、働きかけがあり、又疑装せられたような人々がこの中におられるのではないかとこの疑いをも消すことができないのであります。曾つて教員組合が終戦後に発足せられた当時の最高の指導者の一人、名前には遠慮いたしますけれども、この方が教員組合を率いられるやり方その他のことについて、世評はこれは共産党である、彼は共産党員ではないか、教員組合のすることはことごとく共産党と同じであるというような非難をし、如何にも教員組合が共産党の影響下にあるかのごとき批評をしたのであります。これに対してその指導者は、断じて共産党ではない、共産党に影響されておることはないということを強弁しておられました。この人が当院の議員に当選せられたと、直ちに共産党員である事実を明らかにせられました。これは何を語るか、非常なる危険であります。これは俗語で申しますれば一つのベテンであつたのではないかとさへ疑われるのではありますまいか、かような先例のあるというところから見ても、今日教員組合の諸君が如何に御苦心になりまして

も、大なる組織の中に強い積極的な偏つた考えの人々がおられて、これをその組織をさように活用して行くということを防ぐということは容易ならんことである、かように考えるのであります。私が問題といたしたいのは、かような事実を放任しておいていいの、悪いのか、こういう点であります。如何にも教育基本法というものは立派な法律であります。併しこれには何らこれらの間違つた事実、間違つた指導訓育という点についてこれをして是正し、規制する規定というものが無いのであります。すべて教育関係者の責任観念、理性の念に待つておるといふに過ぎないのであります。からして、この教育基本法の精神を更に拡充して或る程度の規制を加えるというのではいか、かように考えます。頗る少数のかたゝに相違ありませんけれども残念ながらこれはいたし方がない、かように考えます。

従つて、私の更に結論を申述べます。ならば残念ながらこれは現在の事情から見ていたし方がない。そこで、できる限り速かに全国の教員諸君がその高い使命、崇高な責任観念に立たれて、かような事態に対する反省を起され、この法律が必要でないような事態を作つて頂きたい。その時期を少しでも早くして、かような法律を廃止するような時期を迎えたい、これが私の念願でございます。同時に、この法律を作らねばならぬという点に於いては、非常な政治的な欠陥も我が国にあるのではないかと思ひます。それは如何なる点かと申しますれば、いわゆる平和と守るといふ理想を謳つておりながら事実上の軍備を進めて行くというやうなやり方、これでは教員諸君は何に基いてその教育を、憲法と現実との間に板挟みになられるということも誠に御気の毒と言わねばなりません。従つて、かようなことを事実軍備をするのであるならば、憲法を改めて、かような矛盾の起らないようにする、しなければこれは無理であります。

第二に、共産党というものが、暴力革命を企図しておるにかかわらず、而も、これは問題外でありますから詳説を省きますけれども、かような国を破壊するということを目的とするというやうな政党を放任せられておると、この合法の枠の中に置かれておるといふ事実が教員諸君に一つの錯誤を起せしめる、その去就をまどわざるを得ざるしめる一つの原因であらう。かような二点、政治的な二つの矛盾が日本の政治そのものである。この点を是正しなすならば、かような法律は勿論必要でなくなるのではないかと思ひます。

まあとにかくそれは別といたしまして、何とぞ教員諸君の責任感の御自覚によつてこれが速かに廃止せられる日の近寄らんことを望むものであります。同時に法案の内部については随分これは粗雑な点もあるように思われまするが、特にこれらについては刑罰を以て臨むという点は何としてもこれは国民の健全な常識が許さないのではない、か、教員諸君がたとへば誤つた訓育をせられましても、それに対して刑法の刑罰を加えるというやうなことは非常な危険であり、又間違ひを起す因ではないかと思ひます。から、これらの点については御審議の上に適當な御修正になられるのが妥当ではないか、かように考えるのであります。

一応私の申上げることはこの辺で打ち切りたいとします。

○委員長(川村松助君) これを以て公述人のかたゝの御意見の開陳は終了しました。委員のかたゝで御質疑のあるかたは御発言を願ひます。

○松原一彦君 関口先生に伺います。関口先生も日教組の行き過ぎをお認めになつておるやうであります。日教組が行き過ぎでなければこの法律案は不用だと御手洗氏も言つておられます。私も全く同感であります。その関口先生がこの法案を無用だと言われるのも、一方には、それでも日教組の行き過ぎといふものをばお認めになつておられます。から、この際諸君として特に教育専門の学者としての関口先生から専門のお立場にあつてのことが一体行き過ぎか、一党を支持するための行き過ぎか、或いは理想を追うことに急なる余りの行き過ぎか、偏向の事実はどこから来ておるのであつてどこをどう直せばよろしいのか、私どもも全くそういふところには迷つておるものであります。から、この点を是非伺わせて頂きたいと思ひます。

○公述人(関口泰君) 私は日教組のことを特に調べているわけでもない、どこが行過ぎであるとか、或いはそれについてどうすればそれを直し得るかというやうなその妙案を知つておるわけでもないわけですから、それに対する御答弁は十分な御答弁できないと思ひます。から、日教組の実態というやうなことに於いてのちやんとした調べと

か、あなた方が持つていらつしやる以上の資料を持つておられません。

○松原一彦君 併し先生は全国を廻りになつて随分たくさん学校の実態を御覧になつていらつしやる権威者であります。御手洗氏が、今、日教組の行き過ぎを各大会等の事例から引いて論じられたのであります。それならば先生は行き過ぎだとおつしやつたさつきのお言葉から見ても何かをお持ちになつておるだらうと思ふ、このままでいいとは思へない。これは全国の教育者を重んじ、この法を少くとも長く実施しないで済むやうに日本の教育を安全の道に置く点からも、このことをはつきり知つて頂かなければ私どもこの法案の審議に困るので、それは先生はこのままでのいとは思召しにならないだらうと思ひます。その点は是非伺いたいと思ひます。但しそれは功罪から論じてないほうがいいというのは、必要とするところもあるけれども、それよりもこれによつて萎縮せしむるとか、或いはその他の影響とかが大きい過ぎて功と罪とがバランスがとれんと、こうおつしやる点もあるのではないかと思ひます。それで先生はこれでよろしいのであるか、又……さつきお話の行き過ぎがあるとお認めになる点をお聞かせ願ひたいと思ひます。これでよろしいという点ならばそれで結構です。

○公述人(関口泰君) 私はそれは御質問のあれがよく掴み得ないのかも知れませんが、この二法案は、今御手洗氏も言われたやうに法律を以て厳罰を、刑罰を以て脅かすというやり方がいかに法律ではないかと、今のままだ、今の法律でも又或いは教員の自覚とか、或

いは教育委員会のやり方とかいうようなことでもできて行くじやないかと、法律を以て取締るといふようなことになると警察力で取締るといふようなことになるとからいかんという点を申し上げたわけでありまして、日教組の行過ぎとか、日教組のどこが悪いとかいうことについては私お答えができません。

○高田なほ子君 関口先生と御手洗先生の御両所に第一点を御質問申し上げます。これは昨日も非常に問題になった点でございますが、私はまだ納得が行きません。そのことはどういふことかと申しますと、教育委員会制度につきましては関口先生がおつしやつたように、教育を政治的な支配から守ると、こういうことのために新たに置かれた制度でございます。そこでその制度に基いて教育委員会が置かれました、その教育委員会の教育委員が今回の法律によりますと処罰の請求権を持つておるわけでありまして。即ち偏向教育をするように教唆、扇動した者を、これを処罰する、その請求権を持つておる、こういうことは日本の刑法にとつて新しいケースである。極めて興味の深いケースであるというようなお話も一面ございましたが、私は法律学者が一つのケースとして、或いはテストとして非常に興味深い問題だというお考えには一応学者としてのお考えには納得できるのでございますが、そのために臭い飯を一年も食わなければならぬ、こういう重要な法律がただ単なる学者としての興味というような問題から理解されることにはどうしても納得が行かない。これは私の意見でございますが、問題は各地の教育委員がい

ります。で、今日教育委員会の地方に置かれた制度そのものは国会においても非常に疑義があつたのであります。ところが衆議院では無理無様に地方に対して教育委員会を置くことにしてしまふ結果を招来させた、そういう結果から生れたところの地方の教育委員会制度は今日極めて不完全なものであることは、多分御手洗さんにしては

関口さんにしても評論家という立場からこれは御理解になつておられると思うのであります。従いまして今度犯罪の処罰の請求権に當つて教育委員会の主観そのものが、甲村においてはこれは処罰に該当しないという判定を下し、同じケースであつても乙村においてはこれは当然処罰すべきでもあるといふ、こういう見解を下す。で、なかんづく今日の教育委員会のその成立そのものは封建的なことにおける抜け切れない社会の中からはつかりと浮び出て来た教育委員会制度でありまして故に、極めて政府与党の匂いの濃い教育委員会が、又それと反対のところもございまして。こういうまち／＼の教育委員会の主観において法律が、教育委員会の考え方それ自体によつて運営され、基準のきまらないままにここに犯罪容疑者を出し、裁判というものにかけて結論を出すといふながら、実際問題としてはこういうような事態が起るというように対して、私は民主国家における正しい法律の運営のあり方ではない、これによつて起る犠牲者というものが極めて無実の罪に問われる場合が多い、非常に私はこれを憂えておる一人でございまして。どうぞこの教育委員会の自由勝手なる主観によるこの処罰の請求権という問題に対して大達文

部大臣はそれは誠に結構なあり方で、そういうのがいいのだといふことを御答弁されておりますが、どうしても私は納得が行きませんので御両所の御意見を伺ひたい。これが第一点でございます。

それから私四つばかり持つておるのですが、續けて申し上げたほうが、他の委員のかたも御質問があると思ひますから続けましょう。

第二点は君が代の問題であります。この問題は今般文部省が偏向教育の事例として出されました中に君が代を歌うか歌わないかという議論をしたこと、そのことが偏向教育であるといふふうに摘出されておる。これは文部省は一つの参考事例として出された、こういうふうにして申しておられます。少くとも私はこの二十四の偏向教育の事例はことそれほど簡単に思ひません。何となれば今後教育委員会に処罰の請求権が渡されたら、それが起訴されて裁判の事件となつたときに必ずやこの文部省の二十四の偏向教育の事例といふものは判例の重要な参考資料として出されることに相成る。そういう建前から考えましたときに君が代といふものは歌うべきか、歌わないべきかといふようなことを議論したそのこと自体が偏向教育として出された、こういうことについて私は御両所の御意見を承わりたい。即ち戦後における国家の行事、式典それらのものの形が変り、その中における君が代の地位、或いは国旗といふものの解釈といふものは相當に議論せられ、今日なお且つその結論が出ないままになつておるわけでありまして、この際をういふ点について御意見を頂戴したい。

三番目は、これは御手洗さんのほうにお尋ねをしたい。私は日本の教育者はいふ／＼と今日まで御指摘のように行過ぎもあつたでありまして、行き過ぎる面もあつたでありまして。その証拠には、今日平和教育を口にする一面、一方においては八紘一宇の精神研究会グループを結成し、更に奉安殿の実施さえも主張している学校が幾多あることを私は知つておる、これは行き過ぎる面である。行き足らざる面、行過ぎの面がございしますけれども、問題は教育の基本的な方針にかかつていふところでありまして。今日の教育は明らかに平和憲法の目指すところ、その具体的な方向としては教育基本法にも明示されてあるごとくにはつきりと平和的な国家の形成者として一人一人の子供が伸びて行く、これが方針です。従いましてこれの前提をなすものはやはりその国際的な理解を子供に与えて、吉田政府が当初国際間の外交方針として考えられましたことは全面譲和であつたと思ふ。ところが情勢によりまして全面譲和はいふの間に消え去つて、即ち今日の人類の理想は全面譲和であるといふことは世界の何人もがこれを了承するでございまして、これは文部省の管轄下にあるユネスコの中にも世界のすべてのものと手を繋いで行かなければならぬといふたようなことがやばり見えておる。こういうような平和という観点からいつたときには、政党政治一切を抜きにして世界の何人とも手を繋ぎ、そうして一人一人の心の中に本当の平和と精神を植へ付けて行かなければ其の世界の平和は来ないといふ、こういう考え方から参りましたときに、教育の面における

国際理解ということと、政治家の口にするところの外交政策とはほぼその行き方が異にされなければならぬと考へるのであります。即ち教育家の取上げるところの国際理解、これを直ちに各政党の政策と結びつけて教育者を非難するといふことは私は當らないのではないかと、やはり教育者は正しい世界の平和のために寄する人類を作り上げる、その使命の上に立つて国際理解といふものを適當な方法において採上げるといふことは、これは當然ではないかと考えられますが、これに對して御手洗さんの御見解を伺ひたい。

なかんづく先ほど日教組の平和教育の問題に触れましたが、私はここで御手洗さんにも、又すべてのかたがたにも、この機会に御理解頂きたいことは、平和教育といふことは、子供に平和、々々、々と教えることではないのであります。平和教育の、その真実教育の実践面に移すことは、どうしたら子供を正しい環境の中に育てて行けるかといふ、教育実践の面が、これは平和教育でございします。さればこそ教育研究大会にも、たくさんにこの教育の障害となつてゐる、いわゆる環境をどういふふうを整備したらいいかといふことが、平和教育の大きなテーマとして、毎度これは出されておる。参考までに二三申し上げると、不遇児の施設をどうするか、特設街に囲まれてゐる子供たちをどう取扱つたらいいか、家内工業地帯の子供たちをどう取扱つたらいいか、未開地帯にある子供たちをどう取扱つたらいいか、農漁村の子供たちをどういふふうに取り扱つて行つたらいいか、施設の不足や不備をどういふふうにして解決したらいいか、

子供の家庭経済の貧困の問題をどういうふうにするか、今日の道義の類を、どうして子供たちにこれをテーマとして、子供たちを正しく導いたらいいか、社会の封建性をどういうふうにして払拭して行つたらいいか、又教育の無関心を如何にしてこれを打開して行つたらいいか、こういうことが平和教育の、教育実践問題であります。こういう問題を教育者として当然だと思ふ。

そこで大変おもしろいお話でございますけれども、梅毒のために両親が死んで、親類に預けられている子供の愛情を養ふために、結核で母親を亡くした不幸な子供を養ふために、そして、ここに二、三の教育者の苦心も平和教育のテーマとして書かれています。即ち五月の二十二日です。ちよつと私に読ましてもらいたいと思ふ。

「僕が何時も考えている事は先生の事です。何だかおかあさんのような気がしてなりません。時々「おかあさん」と呼びたくなります。時には「おかあさん」と抱きつきたくなることがあります。とあり、私も考えさせられたが、「先生は六年生のおかあさんなのだからNさんにもお母さんです。」という意味の批評を書いて返した。これは教員の日誌です。その次に子供が「先生ありがとう。僕はこれで毎日楽しく勉強することが出来ます。お母さんと一しよに勉強出来るなんてこんな幸福な者はありません。おかあさんさああれば悲しい事はありません。おかあさんあります。これは先生に対する返事であります。その次二十五日、又子供は「おかあさん僕はこんな夢をみました。朝

起きると「登よ、もう起きなさい」といったのでサツと目さめ夢だつたのでがっかりしました。又寝ると今度はおかあさんが「今日は日曜だから映画に行きましよう。」といつて手をつないでくれたと思つたら、僕とてゐる子の手でがっかりしました。お母さんは先生でした。又二十六日の日に「今日一番びつくりしたのは先生の顔に傷がついていてちよつとむくんでいることでした。僕はしんばいでした。先生は教室では先生、そのほかはお母さんです。川原へ行つて「おかあさん」といつてみ

たが、その頃には友達との折合いもよく、明るくなり、学習にも熱心になり、成績も級の上位になり、心に安定感ができ、寮でも責任者の方に非常に可愛がられるようになりました。こうして平和教育を目指す女教師は、一人の子供を、不幸な子供を本心に正して採上げています。ところがこの発表された佐藤寿美さんという静岡市の一教員は、私も知っている。この人は共産党どころか、我々社会党の左派にはあき足らないような先生なんです。はつきり言えば何れも思想的なものを

持つていない。ところが今回この先生は不意に転任を出された。即ち平和教育の実践者、こういうような観点から、一里半も先の僻村のほうに転任させられている。この教師を奪われた子供は、私は如何に歎くであらうかと思ふ。とにかく平和教育というものをすべての人が理解してやらなければならぬ。平和な環境の中に本心に心の中に必み渡るところの教育をするための

教師の実践ということ、もう少し私にはわかつて頂きたい。平和教育の実践というものはかくも地に付いたものであるというところを御理解頂きたい。私はたくさんのものを持つております。まあ大変長くなりましたが、是非私が今申し上げた三三ばかりのことについて御意見を頂戴したいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 関口君、御発言願ひます。

○公述人(関口泰君) 実は私今お話を伺つても、その御趣旨がうまく掴めなかつたので、よくお話を、政府委員がするようになく答弁することができません。

○高田なほ子君 もう一度……。

○公述人(関口泰君) いや、よくわかりませんからお答えができません。

○高田なほ子君 ああそうですか。私の質問がわかりませんか。

○公述人(御手洗辰雄君) いや私は、わかつた分だけ私は申し上げます。(笑) よろしくごさいませう。

○高田なほ子君 それでは再度質問を許させて下さい。

○公述人(御手洗辰雄君) 第一のお尋ねであります。つまり教育委員会というところ、この刑罰の請求権がある、かようなことに非常な不安を感じておられる、こういう不安ではないか、こういうお話のように思ひますが、私は先ほど申しましたように、かようなことを学校の先生のほうで、その刑罰を以てこれに臨むという態度はいけなかつた、かように思つております。これは私はこの法律案の精神

はいしたかたない、今日の状態でやむを得ないと考えますけれども、刑罰を加えるというようことはよし

がよいのであろう、それは行政処分を以てこれを規制すべきである、かように思ひます。これは教育基本法においては如何にも何らの規制する措置がありませんから、いたしかたがないので

はないか。又教育委員会の審議によつて、実際上の人事の移動その他が行われておるのを見受けますが、それらの場合には、これが非常な極端なことを認められる場合には、行政的な措置を以て規制して行くことが望ましいと思ひます。但し、その場合におきましても、今申しましたよう

な……のことに関連したことが出て来ると思ひますが、事実の認定などというものは非常にむづかしいのであります。従つてそう申しちや何ですけれども、山村の教育委員会など、そういうむづかしい事実の認定をなさつて、これを基準として直ちに最終的な決定をなさるなという事は、やはり私も危険を感じます。さうなところは相当なこれが用意をされるがいいのではない、こう思うのであります。

第二の、君が代を歌つたという、歌うか歌わんかという議論によつて処罰が行われたというお話であります。処罰はどうかと思ひますけれども……。処罰じゃない、何ですか。

○高田なほ子君 いや、偏向教育の事例として、文部省は採上げた……。

○公述人(御手洗辰雄君) ああ、そうですね。これは君が代が国歌として……、まだ国の国歌として定むべきかどうかという結論が出ていないというお話であります。私どもは今日までのことから見まして、やはり君が代が今日の国歌ではないか。将来この

ことを改めて変更せられるならばとにかく、そうでなければ、これはやはり自然のままの姿として、一応君が代を国歌として歌つて差支えないのではな

いかと思ひます。従つてこのことを以て偏向教育の例として挙げられるかどうかは別として、さうなことを否定せられるという態度は、どうも余り賛成いたしかねるのであります。

第三に、平和の教育の問題であります。これは第一の御質問に関連いたします。どういふことが其の平和であるか、その平和の教育というものは理想論としては何人もこれは疑う余地がない、平和理想論というものはあり得るものであります。現実の問題を扱うことになれば非常にむづかしいが

あります。これは私は関口さんと同様三、四十年前新聞記者としてさういふ現実の問題を探究する、真実を探究する、日々の事件の真実を探究することを職業として一生参つたのでありますけれども、それでもなかつた本當の真実といふものは把みにくいのであります。

平和の問題にいたしまして、国際間の現実の問題、これらについていづれが正しいか否か、いづれが平和擁護者であり、いづれが破壊者であるかといふようなことの認定は非常にむづかしい、判定はむづかしいのであります。これは歴史的事実、過去のことで、十分な文獻が揃ひまして検討してもむづかしい事件がたくさんあることは御承知の通りである、いわんや現に進行中の事実につきましてはこれはなかなかむづかしいのであります。さうなことを、先ほどここに例に挙げられておりますソ連或いは北鮮、南鮮の問題などを擧げましてもむづかしい。そ

のむずかしい現実の平和に関する問題を軽々に扱うところに間違いの因がある、かように思います。これを一人の先生或いは数人の先生の研究だけでもつてきような現実の認識を決定せられて子供に押付ける、導くということが危険である、何が戦争勢力であるか、何が平和勢力であるか、さようなことは人によつて見るところが違ふのであります。従つてさようなことが危険である。そのことは即ち教育委員会等においてさようなことを、先生がこういうことを言つた、これが間違いであるという認定をなさるのが危険であると同様に、先生御自身の現実の問題についても認定というものが非常にむずかしい、そのことに間違いが起る、とかく先生は理想の立場をとつてものをお考えになりますからして、如何にもその理想の議論から見まして現実を見ました場合に、いづれが是、いづれが否と、はつきりしないと子供は納得しないでありましょうから、そういうところに危険があると思うのであります。例えは昨年の高知の大会における教研大会の第八分科会で、ソ連、中共、北朝鮮の平和論が真の平和論であるというやうな決議をせられた、こういうことがなか／＼むずかしいところでありまして、それを固執されて全国に流されて行くというやうなことは危険だと思います。

第四に、今お挙げになりましたこういうことが真の我々の平和教育であるという事例をお聞かせ願いましたけれども、誠に尊敬すべき先生だと思ひます。さような先生がおられるということは誠にありがたいことで、私の考え或いは見聞によりますと、実はさやうな先生のほうが多いのではないかと思つておるくらいで、私もよく地方の教育委員会とか或いは校長さんの連合会などに講演を頼まれて出て参ります。話をしまして、あとで先づ二、三十人のかた／＼とよく懇談会をいたします。或いは膝を交えてお話をいたしてみますという決してさやうな偏向或いは危険なことはないものであります。今お示しのような先生がたのほうが男女ともに非常に多いのであつて、それにもかかわらず組織として全体として行動せられるときは、どうしてかやうなことになるか、私は不思議に思ふのでありますけれども、甚だこれは残念ながら事実であります。そこで遺憾ながら本案の趣旨は私もやむを得ず賛成をする、こういうことなのであります。

○高田なほ子君 ちよつと関口先生に……、君が代の問題とそれから国旗の問題についてお話し下さい。

○公述人(関口泰君) 先ほど御質問のあれが、こゝへ書きとめてもおかなくつたのでよくわからなかつたので失礼を申し上げましたが、第一の、請求を待つて論ずるという問題でございますが、これは学長とか教育委員会とかいふものに相談してやるのだから安心だろうというやうな意味でこれが加わつておると思ひますが、これは反対にしろ／＼な例を出し、いゝ／＼な例というのでしようね材料を持つて、警察なり検察なりのはうからそれを並べて持つて来ると、学長や教育委員会ではそれを否定することがなか／＼できない。それでお膳立通りこれに請求するやうなことになるといふことがあつて、却つてこれは危険なんじゃないか、まあ

あそも／＼刑罰を以て論ずるのが無理なんでありますから、こういうやうな第五條を付けても何もならないと思ふのであります。却つてより大きい弊害があるのじやないかと思ひます。それから君が代を歌わねることが何です。

○高田なほ子君 ちよつと簡単に……、実は文部省が偏向教育の事例というので、偏向教育というのはこういうもので、この二十四の中で、或る学校の教員が君が代を歌うか歌わないかというやうなことを、儀式に君が代を歌うか歌わないかということを職員会で話合つたところが、一教員は君が代を今歌うべきじやないかということを言つた、これは偏向教育であるという事例として出したのです。ですからこれは今後先生がたが君が代を、これはまだ早いじやないかなどと言つて偏向教育というレッテルを貼られる危険性があるから、そこでこの君が代の扱い方、今日国歌として現存しておるから何でもかんでも子供に教えなければならぬという性格を持つておるかどうか、疑問を持つておる、国旗についても同様であります。そういう御見解を承わりたいと思ひます。

○公述人(関口泰君) そういうことまでも偏向教育の例に挙げる、だから非常に危険だと思ふのです。それでそういうやうなことを刑罰を以てその偏向教育を行なつた者或いはそれを教唆煽動した者は云々というやうなことになると非常に危険で、だから反対だ、そういうことを申し上げたわけです。

それから平和教育なんかも、これは憲法にも教育基本法にもちゃんと書いてあることで、殊に憲法では憲法の尊厳擁護の義務を公務員に認めておるのでありますから、義務ありとしておるのでありますから、教職員が国家公務員であれ地方公務員であれ憲法を尊重擁護する義務を持つておる。それで教育基本法においては平和教育をすることを教育の目標に掲げておる。それをやつてはいけない、やり方によつては処分するといふやうなことになつては大変で、少くも教育勅語ですらも「国憲ヲ重シ国法ニ遵フ」といふことを言つておるやうに、法律なり憲法なりに従つた教育をしてはそれが偏向教育になるというやうなことであつては現在の憲法、法律をも否定することになると思ふのであります。

○岡三郎君 ちよつと御手洗先生にお伺ひいたしますが、さつきソ連、中共、北朝鮮の平和論が真の平和論であるといふやうに高知の教研大会の第八分科会で出しておるということですが、それはどこからその資料は出されたのですか。

○公述人(御手洗展雄君) 「教育労働者」という雑誌で私は見たことを記憶しております。

○岡三郎君 この「教育労働者」といふのは、教育委員会のこれは機関紙であります。で、私は高知の教研大会もこの目でみんな見ておるわけです。私は当時の責任者であつた。大体どれでもその責任を強く支持しているものは、まあ手柄顔に、そうでもないことをこゝういふやうに聞いて取つたといふやうに書くたものでありまして、教研大会の最終的な総会の締めくくりにおいてはこのやうな論も出たのですが、

教研大会の最終的な、全員ではだれもこれを認めておりません。それから日本教職員組合の主張自体も、ソ連、中共或いは北朝鮮の平和論が真の平和であるといふやうなことを確認したこともない。そういうわけで、この一つのイデオロギーを持つた、一つの機関紙がそれを採上げて、それによつて日教組全体がこうだといふやうに断定をされるという私は困ると思ふ。ただ問題は、そういうやうな論が非常に多くあつたし、それに共産党のかたのグループなるものが、第八分科会に集中的に意見を発展せられたといふことも私は見ておるわけですが、そういうやうに会議の運営その他については非常に問題があるわけです。それで少し討論ではなくして、やはりこれは真相をいつて見ないとわからないと思ふのですが、山口日記の例について、私自身は北朝鮮が南か、又は南から北に攻め上がつたといふことは思つておりません。ただ問題は、あのときの大会は地方提出議題で、山口日記なるものを破棄するといふやうなことから緊急提案があつた。それに対して内容もわからないで、この問題について今まで教育委員会が破棄せいか何となくというやうにいろ／＼な問題が起つて来た。教育委員会自体がいろ／＼なことをやつておるし、あとになつて文部次官通達でこういうことを取締るということについては、教員組合は、そういうことについてはやはり十分調査して、そうしてそのやり方について反対するといふことが私は重点だつたと思つております。その当時内容について説明しろといつたところが、山口県の提案者は、その中で、このいづれにも

蝕れないで、別の内容について申述べ

されて来たのですが、自由世界労連と

堂々と君たちに許されているところの

いう点については、これも朝鮮事変と

衡されたということもあるでしょうけ

て、割合に比較的穏当なことをいつ

いうものに加盟し、荒木委員長も、そ

の関連があるわけなんです。朝鮮事変

が起らない前は平和々々ということ

れども、そういう方が行つておられ

です。そのときに大阪の質疑者がこれ

の当時の荒木さんもロンドンの自由世

国会に送つて、労働権を或いは団体交

我々は騒ぐ必要はなかつたんです。だ

るわけなんです。つまり決議機関で全

とくに、すでに大会の最終的な幕切れ

の変遷史というものは、非常に複雑多

渉権もその他皆剥奪されているけれど

から私たちが運動史を見てもええわ

行つて、そうしてここへ一応参加して

で、これは御手洗先生たちも勿論御存

じだろうと思いますが、大会運営とい

うものは非常にむずかしい、大勢の人

形を取つていっているのでありまして、この

場合においては、専断であると言われ

が集つて、ごや／＼して出された。最

終を狙つてこれがすばつと出された。

中において、何はともあれ、朝鮮事変

というものを終焉してもらいたい。そ

れて見られてはいけなから、ソヴ

これはやはり私は一つの戦術だと思つ

ているのですが、そういうふうな中

に、ソヴィエトの方式でも、ソヴィエ

の方式においても、いづれもそれ／＼

張は別だけれども、日教組全体の運

たが関係当局が強権を發動したとい

ことが重点になつてこれが可決され

た。この信念に基いてあゝ行動が今

出て来ていると思ふんです。その中

に於ける報告書というものは行つて

ことを私はあとで知つたわけですが、

その後において日教組がどういふ

行つた限りにおいては平和は来ない

ではないかという形の中で、我

我としては平和というものを真に国民

にこれを認めておるかということにつ

いては、そういう形で抗議をしていつ

ては、少なくとも国会において予算の

問題はあるとしても、せめて人事院の

勧告という線を何とか貫いて行きた

あるけれども、日教組の中央執行委員

会では、内容についてはこれが妥当

い。そのためににはい／＼なことをや

つても無理だから選挙闘争というもの

をやはりやらなければならんじやない

後において山口日記自体の内容につい

てもあとの発行は非常に正されて、

か。こういうふうな方向で私は来ている

か。こういうふうな方向で私は来ている

か。こういうふうな方向で私は来ている

そういふものについては、日教組のほ

う団体としても、そういうふうな偏

合にして行こうという意思に燃えてい

るわけですね。ウエーの会議なん

か。こういうふうな方向で私は来ている

とはまずいというふうないつておる。

この選挙活動の問題も、結局基本的

に人事院勧告というものがし／＼無

視されて行くという素朴の判断にお

いて、我々が一体何を述べているかとい

聞いております。

それからもう一点、ウエーの世界

教員会議においては、これは私のあ

の問題ですが、その前に、私は日教組

が自由世界労連に加盟して、幾たびか

にしても、ともかく日本の教師の憫みが多いわけなんです。純粹にまじめに考えれば考えるほど非常に憫みが多い。その中で政治が非常に偏向して、政治が墮落して、政治が乱れて来る中において、教育というものは成り立たないやないかというふうな角度の中で、まじめなものは、ときには共產党的に見られるような発言をするとしても、それは私はそれを全部赤だというふうな認定の下に取締法規を作るというようなことについては、何としても私は納得できない。それは日教組も五十万の申ですから相当いろ／＼な考え方があると思うのですけれども、先ほど言つたように、少くとも義務教育出身の執行委員においては私はない。共產党的な人はないというふうに断言して憚らないところの一つの確信を持つているものなんです。そういう点で、私はことごとくここで先生に反論して質問申上げようなんという気持はありませんけれども、全国の教師というものは、少くとも戦争前の教育よりいい教育をしているという確信に私は立つていると思うのであります。そういうふうな一つの信念があればこそ、時の権力、そういうものに追従し、盲従しない、そういう気持を強く持つてゐるわけです。ただ一面教員組合だからと言つて非常に批判を受けてゐるわけですが、教員組合も戦後において労働組合だつたわけです。併し我々はよく言われたのですが、教員組合というのは他の労働組合と違う点がある。そういう点をよく認識しているわけですが、これにも異論があるわけなんです。これは教員組合なるが故にいろいろな労働組合と同じことをするとい

と、すくそれが非難攻撃を受ける。確かにその点もあるのですけれども、日本の教師は運動の中において、子供の教育というものを本当によくして行こうという気持を本当に肚の中に私は持つてやつていると思うのであります。ただ私は、率直に言つてそうでないかたがたがあるかも知れない。併しそれは教員組合運動とは私は別だということに信念を持つて言い切れるということを私は言いたいのであります。併しこういうことを幾ら言つてもしようがありませんので、一番むずかしい点とは、国際理解をどう子供に与えるかという問題だろうと思うのであります。余り姑息になり卑怯になると、アメリカのいい点もソ連のいい点も或いは中国のいい点も全然蝕れないで、悪い点ばかり言う。ここにおいて私は自分の党派の第三勢力論というのは、悪口ばかり言うけれども、第三勢力論になるというきらいがあるというふうに考へております。つまりいい点を認めないで、悪い点ばかり言う。こういう国際的理解の与え方というものも、實際問題としてはよろしくないやないか。そういう場合には、諸外国の事例といふものを子供に正しく把握させるということは、非常にむずかしいと思うのですが、これは関口先生でも御手洗先生でも結構ですが、国際理解をそれぞれの低学年の子供に与えて行く、或いは中学の子供に与えて行く場合に、その境目というものは非常にむずかしいと思うのですが、そういう点についてはやはり、国際理解の点についてはやはり、こゝういふふうによつたらいいだろうやというふうに御教授願へたならば仕合せだと思ふのです。

○公述人(御手洗辰雄君) だん／＼私の知らないことを教えて頂いて感謝いたします。先ほどの高知における教研大会の第八分科会の決定については、お話のことが本当であることを私もよくわかります。これはあの記事を見ますというとき、如何にも我々が歴史的にこれは聞いて取つたのであるというように非常に力説されているので、多分私が読み誤つたのであらうと思います。が、読み誤つたのであらうと思いますけれども、第八分科会において、これを一応決定させたというようなことは事実であつたと、今お話でもそういうふうにするのでありますが、さように非常に強力に、又しつこく重点的に日教組の組織を食おうとする努力が行われている。それが又折々現われている。ということも又事実であらうと思います。これに対して今の組合の幹部のかがたがたが、お話のように、終戦直後から見ますと、随分秩序を立てられているいろいろなことに反省をせられたということ、私もよく最初から申上っている通り認めます。同時にさような過激な勢力の侵入して来ている大会や、教育研究大会などを擾乱することを防ぐことに苦心せられていることは、宇治山田の大会とか、高知の大会などにおける記事を見ましてもよくわかる。報告を見ましてもよくわかる。その苦心はよく察するのでありますが、併しやはり全体としての印象は免れないのではないかと思ひます。

山口県のお話がございましたけれども、これらにしても大分事実が間違つてゐるようには見受けられませんけれども、さような高い反省があられるといふことは非常に結構なことなので、さ

ようなことが一般的になることを望むのでありまして、これが国民の全部に認められるようなときの早からんことを私は切望するのであります。

組合が民主化しつつある、健全化しつつあるというお話はその通りだと思います。まあこれについて別に言うことはありませんけれども、本年一月の静岡の大会において、共産党グループとめざされる人々から、日本教員組合の民主化の提案があつたように伺つております。これは共産党側からの民主化の提案があるくらいに共産党に対して抵抗しておられるのだという反証だろふと思うので、そういう点は私もよく承知いたしている次第でありますから、あなたのお示しのような程度にまで理解がなかつたかも知れませんが、相当な理解は持つているつもりであります。

最後の、国際理解の問題であります。これは先ほども申しましたように、非常にむずかしいのであります。現実の問題の判定は、それ／＼の国々の立場によつて違ひまするし、日本人どもニュースの生のままであらゆる世界からそのまゝ入つて来るというわけにも行かないのでありますからして、日本の指導者と言われる人々、或いは外務省ですらも又新聞社の首脳部におきましては十分な表裏のニュースを得ることは困難でありますから、本当に何が真実だといふことは、これはなかなかむずかしいのであります。ただ国際理解という現実の問題につきましては、先生がたの一人々々によるをういう偏したニュースしかない今日、直ちにこれを御即断せられて、こうだああだと決定的なことをお教へ

になり導かれるということに危険がある、かように考えますから、このことについては今急に何とお答えしていかわかりませんけれども、ともかく事実と理論の区別をつけられるということが前提ではないか。かように思っています。

○野本品吉君 関口先生にちよつとお伺いいたしますが、最初に非常に粗雑な法案だということから、まあいろいろと御意見を承わつたわけですが、この法案が粗雑であるという点につきまして、先生のお氣付きになっております点を、もう少しお聞きいたしたいと思ふのですが……。

○公迷人(関口泰君) 私の言い方が失礼だつたかも知れませんが、粗雑だといふところの、説もあるが、私は、というところの、説があるので、一々粗雑がどの点が粗雑だということは、今私重点をどこにおいてこれを説明申上げてよいか、ちよつと見当がつかないのです。が、そういう程度で……、言葉を慎しめという意味ならば慎みますが……。

○野本品吉君 それから御手洗さんにお伺いいたします。奥は先ほど来御手洗さんの御発表になりましたようなことと殆んど同じようなことを私は先日、の委員会におきまして質問し、又説明を求めたのです。で、この法案の審議に当りまして、そういう点から非常に私としましては大事なことだと思つて考えておりますのは、日教組に対して外部から非常に熾烈な、そうして執拗な働きかけがある。その働きかけ及びその働きかけによる影響というもの、その消長でございしますね、逐次それが強化されておるといふもうな考えでありまして、或いはそうでないかと……。

とについての御見解を承わりたいと思
います。

○公述人（御手洗辰雄君） どうもお話

が甚だ抽象的な問題でありますから、私も何とお答えしていいかわかりませんけれども、全体として私どもの受けます感じは、最初はこの教員組合の発足当時は組合自身も国情も混乱しておりました。従つてかなり過激な人もあり、過激な行動もあつたように思いますが、それは今、先ほど来幾度度も私申しましたように逐次整頓して来たように見受けるのであります。組合自身としては整頓せられ、何と言いますか、相當に規制せられて来たように思います。けれども外部からの破壊勢力、或いは過激勢力というものの働きかけ、これは又非常に組織的になりま

つております。従つてこれは余ほど警戒する必要があるように思うのであります。

○御木亭弘君　大分時間も過ぎましたので簡単に尋ねたいと思います
が、関口先生ちよつと……。関口先生
の旧憲法下の教育理念と新憲法下にお
ける教育理念の御高説につきまして私
ども心から敬服をいたしてお聞きした
のでございますが、それだけ結論につ
きまして、先生申されますと我々もつ
い聞いておつて尤もだというような感
じになるのであります、相当まあ影
響力が大きいものがございますので、
これはまあお尋ねするというよりも私
の考え方が間違つておるかどうか、先
生の一つ御批判をお願いしたいと思
います。

それは第一に公務員と同じように選挙運動、選挙活動の制限をしようという問題について御反対でございます。が、基本的に申しますと、先生は口今もよく申されましたように国家公務員法の第百二条が違憲の疑いがある。国家公務員におきましても政治に参加する権限は基本的権限であるから、これを奪うことは違憲ではないか、こういうお考えで、国家公務といえどもこの制限が違憲の虞れがあるというお立場に立つ限りにおきましては、私はこの特例法に御反対されるのは当然なことだと思つてございます。ただ国家公務員法におきまして、この選挙権行使を除くほかは人事院規則によつてきまつております政治行為を禁止してゐるわけでございますが、私はこの国家公務員がその身分におきまして選挙権の行使を奪われることは、この参事権の基本的人権の剝奪だと思ひます。

れども、その選挙活動そのものにつきましても、やはり国家公務員の職務上から見ますと一定の制限があつてもこれは参加権の剝奪ではないのではないかと、特に国家公務員がそういうことを、自由に選挙の候補者に立つたり或いは特定政党に対して選挙運動をするというに反すると申されますが、私は実はその逆に考えているのであります、この国家公務員の身分を以て選挙の候補者に立つたり或いは又特定の人の対峙して選挙運動をやつたりすることは、これは公務員として避けなければならぬ、これはやはりそれこそ本当に私には国家公務員は国民全体に対しての奉仕者というものである、これは憲法の精神に副うものだというふうに私は解釈しているのであります、この点につきまして私の考え方について御指示をお願いしたいことが一つ、それからもう一つの問題は、同じく同様な問題でございしますが、この政治に参与するといふことの自由は同時に或る政党に投票せよとか、それを支持せよといふことを強制されることのない自由もまた持つてゐるものと思ひます。我々が自分等の家庭においてすら自分の子供なり妻子に對しまでも一つの投票を強制するわけに行きません。これこそ私は選挙の立場については全く自由な立場であるべきだと思ふのであります。然るに今日私は岡君なりが立証されましたように、教育者が出て、そうして国会に出て、教育問題について大いにややうといふことは、基本的な考え方として、は非常に賛成でございまして、又私は人のことを言つても相済みませんが、

私もそのつもりで出ているつもりでございます。ただ併しそのための選挙活動におきまして日本教職員組合という一つの団体におきまして、一つの政党を支持しそれを支持することを全組合員に一つの強制というか、大会において決定すれば、全部が承知すればいい

ます。「強制なんかしてないじゃないか」「釘木さんを支持したのもやつて
いるじゃないか」「答弁々々」「嘘言つて
はいかん」「強制とはひどいよ」「黙つて
聞くんだよ」と呼ぶ者あり」

○委員長(川村松助君) 静粛に願いま
す。

じやないかという意見があるかもしれませんが、事実におきましては私は決してその全五十万の教職員が一つの政党を支持するというイデオロギーなり、その政党的な立場をとっているとは考えておりません。然るに事実におきましては、この選挙に現れた姿は全部一つの政党に属する、これは例外は多少ありますけれども、殆んど原則的に一つの政党に属するという関係においてこの選挙が行われている、選挙

○公述人(関口泰君) 只今御木さんのお話は、そういう国家公務員の選挙に関する権利の限界というようなことに ついては問題があることは承知しておりますし、又今の人事院規則なんかがそういうふうな考えからできていると いうことは確かであります。それに對しては私は疑問を持つ、これは突きつ めて行けば違憲の虞れもあるのではな いかというように考えておる、これは 意見の相違であります。

活動が行われている。特にこれは具體的な例といたしましては教職員組合から醸出した会費かどうかわかりませんけれども、全体から出したものがその選挙の費用について日本教職員政治連盟を通じてはございますけれども、殆んど一つの政党の候補者に対してこ

それから政治に参与する自由とか問題についても、今御発言のありましたように、事実はどうなのか、私余り詳しいことは知りません。若しかそう言うふうに制限するならばそれは問題だと思いますが、まあ事実はどうなのか、私詳しくは存じません。

れが出されているというような問題になりますと、これは結局各先生の一人一人の政治的立場に対する一つの強制的な現われではないか、こういうふうには私は基本的にこの問題についての今の問題点があると思うのでありまして、この点は確かに私どもは各人が各人の自由な立場において政治に参与をすることは適当でございすけれども、その各人の政治的立場を強制するという姿勢そのものは、これは私は現在行き過ぎじやないかというふうに考えるのでございすますが、以上の二点につきまして先生の一つの御意見を伺いたいと思ひ

○田中啓一君 私は御手洗先生に御見をお伺いしたいのでございすますが、只今大分日本教職員組合も又これを組織しておられる先生がたも、整備と云いますか、落着いて来られたか、これに対して偏向教育をやれということでありましようか、一言に申しますとそういう意味の働きかけは依然として執拗であり熾烈なようを感じます、こういうまあ御意見のようでございす。そこでこの法律はそういうものを抑えるために刑事罰を以て臨む、こういうことが実は目的だと思ふのであります。それでそういう働きかけの勢力が

いうものは身分が教員の人もございましょうし又然らざる人も私は定めて多いだらうと思ふのであります。そういうことであります。身分罰を以て臨むというわけにもいかなくなるのではないかと、こう実は私思ふのであります。どうしても今先生のおつしやつたこの執拗激烈なる組織的計画的な活動というものを押えなければこれは日本の教育の自由は守れない、教育の基本法の八条は守れない、こういうふうにな強く感ずるわけでございまして、そのへんの御見解を伺うことができれば非常に幸ひだと思ひます。

○公述人(御手洗廣雄君) 只今のお話の外部からの働きかけに対する罰であるというお話であります。それは思ふに破防法とか、或いは刑法とかいふような他の法律を以て律し得るのではないかと考えられるのであります。私は甚だ疎漏で相済まなかつた次第であります。やはりこれは働きかけられる中では先生がおられる、又先生の組織を以てこれをやる、こういうふうな解釈しておつたものであります。さういふ先生がたに對してその職務についての何を刑罰を以て臨むといふことはどうも面白くない。これらの子供に与える影響、国民に与える影響が面白くない、かように考えるので、外部からのものは破防法その他によつて律せられるのではないかと、こう思ひます。事実問題としてこれは外部からの働きかけが随分激しいことは明瞭であります。これは私の独断でなく社会党、先ほども申しましたが、右派の社会党におかれましても教育綱領の冒頭においてこの危険を指摘されておるのであります。如何にもこれが

甚しいのであるといふことは保守党のかたへばかりでなく、社会主義を奉ぜられる、信ぜられる人々においてすらもこの甚しい事実が認められてゐる、こういうことが国民的な輿論、認識と見てよいのではないかと、こう思ひます。従つてそれに対する規制は必要であらうと思ふので、本案の趣旨に賛成するわけであります。ただ先生、つまり教職員組合に屬しておられる先生がたに對しても刑罰を以て臨むといふことは、これは行き過ぎではないか、これは国民感情の上から見まして甚だ面白くないのではないかと、こう思ふのであります。

○田中啓一君 もう一つ実は重ねて伺ひするようになつてゐるわけであります。一般刑法或いは破防活動防止法も罰なのでございまして、いよいよ破防活動にならなければこれは処罰を以て臨めない法律だと私は思ひます。ところが御承知のようにビオニールの教育というものをやる国もあり団体もある。これが私は偏向教育をやれといふこれが一つの計画になつておるやうに思ふのであります。従つて偏向教育といふものを目的とするその執拗激烈なる外部からの働きかけの中には内部のものも私はあり得ると思ひます。従つて基本法の第八條は法律でございまして、法律に違反したものは当然地方公務員法によりまして身分罰を受けるわけであります。今でも同時に今回の法律によりまして、外部のものでありますれば刑事罰を受け、内部のものでありますれば、それがたゞ／＼内部のものでありますれば身分罰も受け、刑事罰も受ける、こうい

うことにならうと思ひます。つまり偏向教育の教唆を對象にして取締る法規はこれ以外にはない、こういうことになるわけでございまして、先生のおつしやることは、私も先生のおつしやるお氣持には同感でございします。私も学校の先生をやりましたので、実は刑事罰を以て臨んでもらいたくない、先生に關する限り、そうすると実は先生のほうは身分罰、外部のものは刑事罰と、こういうふうにするはかたにないわけでありまして、併しこれはなか／＼内部部や外部やら甚だむずかしい問題がある。どうもこれは一緒くたにやるのか仕方がない。そういう意味で先生のように涙を呑んで残念ながらというふうに実はなつてゐるものであります。そういうふうに私思ひますので、御意見を伺へば誠に幸ひだと思ひます。

○公述人(御手洗廣雄君) 重ねてのお話でございまして、どうも、どう考へて見ましても先生に、その先生の教育活動に對して刑事罰を以て臨むといふことは、これは私は国民の常識が承知し難いのではないと思ひます。今お話をうたふに内外分けにくいといふやうなことであります。さういふやうな誤解のないやうに法案の整理をなされるのが適當ではないかと思ふのであります。

○須藤五郎君 御手洗さんに二、三點伺ひたいと思ひますが、御手洗さんは先ほど激賞日記が重大な問題を含んでおるといふお話でありましたが、激賞日記の中に文部省が偏向教育の事例として出してゐる二つの中国から歸つて來た子供の文章があるものであります。その二つを御手洗さんが御覧になつたか、私が読んでみますと、少しも偏向的なところが見えないわけでありまして、というのは中国から歸つて來た子供が日本へ歸つて來て、日本のいわゆる汚職やい／＼な汚らしい非常な不潔な面を、ペン／＼の問題等非常な不潔な面を、中国は三反、五反を通じて非常に綺麗になつた。今や官吏の汚職もないし、ペン／＼もないといふことを書いて、さうして併し私たちの国日本は小さい国ではあるが、自分たちの努力次第によつて日本も立派になつてゐるやうな意味のこと、私は読んでから書いた文章だとしか受取れないのですが、今日汚職に汚れた日本の政府の諸君はこれを聞くのには耳が痛いかもわからない。併しこの純真な子供の愛國的な文章すらも偏向教育の事例として出さなくちゃならぬといふことはそこに私は問題があると思ふのです。その点あなたは非常に重大な問題があるといふことをおつしやいましたので、その点御意見を伺ひたい。

それから私たちが集めました事例の中に諸学校の先生たちが、ソヴィエトや中国ばかり書めるやうな話をしておるやうに言つてゐるやうな話をしておる、いろ／＼な集めた大阪府の統計ですが、さういふことは殆んどないのです。むしろ今日の教育はアメリカ一辺倒な教育をされておるといふことを私たちは受取る。その証拠にアメリカとソヴィエトとどちらが平和を願つておると思ふかといふやうな質問に對して、アメリカが平和を願つておるといふ答が九六％七、あとがソヴィエトになるのです。それからアメリカとソヴィエトに對しての教育の仕方といふものはむしろ私は反対じゃないかと、その証拠に南河内郡の地区で各小学校が使用してゐるところの六種類の社会科の教科書を各社教材の配列について調査をした結果を申し上げます、アメリカの問題を扱つておる回数が三百四十五回、四六％を占めておるのです。それから御心配になります中国やソヴィエトは、中国が七十九回、九、九％、ソヴィエトは三十五回、四、一％です。さうしてこのやうなふうなアメリカの問題をたくさん扱つておる教科書でないかと検定がパスしない、さういふやうな措置が起つておるのであります。むしろ私は今日の教科書はアメリカ一偏倒的な教育がされておると、私たちはさういふやうに考へる。そこでそのアメリカ一偏倒的な教育に對して、学校の先生たちが反抗するといひますか、是正する意味において中国やソヴィエトの資料を、尤もだと思ふやうな資料を目録帳の形やいろ／＼な形で少し紹介するとすぐそれが日本の政府によつて偏向教育の事例だ、偏向教育をしてゐるといふやうにです。ね、さういふやうに曲げて報告されておる。さういふやうに私は考へるのであります。その点どういふやうにあなたも考へられるか。

かというのを言つておる。今度のジ
エネーブ会議もソヴィエトの提唱によ
つてされておるのでありますが、こ
ういふことを見ましても、ソヴィエトや
中国は決して戦争を欲していない。平
和を愛しているのだということが私
には受取れる、素朴な気持でよく受取
れる。ところがニクソンが最近の談話
において、或る高官という有名な名
前でありましたが、調べるにニクソンだ
というところになつたらしいのですが、
仏印からフランス兵が引揚げて、ア
メリカ兵は出兵するぞというやうな意
味のことはニクソンは堂々と言つてい
る。二つのことを対照しましたとき
に、いずれの國が、ソヴィエトや中国
が平和を愛する國であるか、アメリカ
が平和を愛する國であるかといふこと
を私は明らかにソヴィエトや中国が平
和を愛する國である。物事は話合ひで
やろうという陣營であるといふことが
私にはわかるわけでありませう。そ
ういふ点から学校の先生たちがソヴィ
エトや中国が平和を愛する國であるとい
ふことを日記帳に採用したからとい
つて別に不可思議ではない、別に偏向で
はないと私は考へるのであります
が、その点もお伺ひしたい。

【委員長退席、理事鈴木幸弘君着
席】
なお私はこれに答弁は必要といたしま
せんが、先ほどこの日教組の初代
の委員長が共産党に入社したといふこ
とに關しまして、ベテンという言葉を
あなたに使われたと思う。これは私は取
消して頂きたい。私は名前にはつきり
言つていないが岩間正男君のことだ
と思ひますが、私も岩間正男君にお会

する前には、岩間君は曾つて共産黨員
であつて、日教組の委員長をしておつ
たのかと思つて私は会つたときに岩間
君に言つたのです。ところが、いや、
絶対にそうではなかつた、自分は日教
組の委員長をして国会に出て来る前
に共産黨員ではなかつた、だから自分
は国会に来て第一クラブに所屬してお
つたんだ、その後自分の思想の変更
によつて自分は共産党に入社したとい
ふことを、当時の私にもはつきり言つて
おる。決して岩間君はベテン師ではな
い、ベテンをやつたんじゃないとい
ふことを私はこの際あなたにしつかり申
し上げておきたいと思ふ。

それから先ほどのお話の中に共産
黨は國を破壊すると言ひましたが、共
産黨は國を建設する黨であります。決
して破壊する黨ではありません。民族
といふものは革命によつて生成発展し
て行くものであつて、その例は歴史を見
たらよくお分り下さると思ふ、ソヴィ
エトはソヴィエトの革命によつて破壊
されたのでありませうか、建設されて
今や立派な國になつておる、中国は毛
沢東の革命によつて破壊されたのでし
うか、曾つての腐敗した蔣介石政権は
脱落して今日毛沢東政権が出て来て立
派に生成発展しておる。私たち共産
黨は國家を建設する黨で民族を生成展
展する為の黨であるといふことをこの
際私は申上げておきたいと存じます。

○高田なほ子君　ちよつと岩間さんの
ことを私も言ひ下さう。
○理事(鈴木幸弘君)　答弁が済んでか
らにして下さい。
○高田なほ子君　そうかも知れませ
んけれども、三分ですから、大変失礼
でございますが、私は実は岩間さんと

は共に教員組合が発足する当時からや
つて参りました一人です。岩間さんは
労働組合といふものは政党内やないの
だから、いろ／＼な者がいると当時私
もはつきり申し上げた、可なり共産
黨のかたもおられたやうでございます。
組合の発足当時岩間さんは、諸君はそ
んなにわい／＼騒いでもいかんから、
労働組合といふものはこういうものだ
から、諸君の思ふやうに勤めるものだ
はない、まあ労働組合の正しいあり方
はこういうものだといふことを強く主
張して求められたかたでございます。私
は別府大会のときに岩間さんが共産
黨に入られたといふことを伺つて、岩間
さん共産黨に入られたさうだが、つま
らぬやないかと申上げたが、私は政
治家として非常にこの問題については
教員組合のかた／＼にも何かと影響
の及ぶ点もあると思ふけれども、私は
政治家としてこの途を行かなければな
らない、非常に悩まぬで私は結論を
出したのだとおしやつてでありまし
た、これは岩間さんはベテン師である
といふお言葉は私は岩間さんのために
これは非常にまずいのではないと思
ひますので、一言申させて頂きたい。

○公述人(御手洗辰雄君)　いろ／＼の
お話がありましたが、第一の滋賀県に
おける日記の問題でございましたね、
お話の今お挙げになりました……、私
は探して見ましたが、ここにありませ
んの私の記憶を辿つて申上げますと
例えはお挙げになつたことは別にしま
して、たしかアエバノに行く戦車の作
文が幾つかあつたやうに記憶しており
ます。作文をここに私持つておりませ
んからなんです、読んでみませうとい
うと、これは一人の先生によつて懇切

に指導せられて作り上げられた文章で
あるといふことは文章全体の書き方か
ら見ましても、用語から見ましても、
内容から見ましても、ほぼこれは想像
することができると思ふのでありま
す。かような見方が、これは平和に通
ずる道をお教えになるのはいいのであ
りませうけれども、アメリカが憐
みである、これは戦争への道である
といふやうなことを、ただそれだけのこ
とを以て導かれるといふやうなことが
私は一つの偏向であるといふ思ふので
あります。

【理事鈴木幸弘君退席、委員長着
席】
これはたくさんの方にありますが、
記憶しておりませんから私の特に強い
印象のものを一つ挙げて申上げて、さ
ういふ偏つた考え方がどうもあちこ
ちに見えるところであります。
それからアメリカ一辺倒の教育のほ
うが実は多いのだという統計を以ての
お話であります、そういうことは私
も初めて何つたのでありますけれども
も、それも私はよろしいと申すのでは
ないのであります。私は決してアメ
リカが平和勢力とも思つておりませ
ん。同時にソ連を以て平和勢力とも思
つてはいないのであります、どちら
も今日の国際情勢から見ても、やはり
つても戦争をするぞという身構えで戦
争への準備をやつておる、こう私は見
ております。その証拠は別に挙げるま
でもなく、兩國の予算の使ひ方なり、
軍備のやり方なりを見れば明らか
であります、何もアメリカを平和勢
力といふことが正しい教育と私は申す
のではございません。さういふことの公
正な事実の認定が、幾度も申しますよ

うに、非常にこれはむずかしいのであ
りますから、よく御研究になり、どう
いう方法でやつたらよろしいか、先
ほどこちらからもお話がありました、
どうすればいいかといふことになりま
すとなか／＼これはちよつとのこと
で、この席で短い時間に議論をした
ところで結論の出るものではないま
せん。さういふことはもつとこれは文部
委員会などで御研究になつて、どう
すれば公正な国際認識、こういうもの
が出て来るかといふことをお考えにな
るのが適當ではないか、私は私なりに先
ほど申しましたやうに、簡単でありま
すが、さういふ考えを持つております。

従つてソ連を戦争勢力、アメリカを平
和勢力といふ教育がいいという意味で
は毛頭ないのであつて、同時に私はア
メリカもソ連も平和勢力とは思つてお
らんのでありますから、さういふ偏つ
たことは言えないと、こう申すのであ
ります。その次は……。

○須藤五郎君　私が質問申上げたのは
その二点です。それでもう一点それ
じやなお御手洗さんにお尋ねしますが、
今戦車の作文の問題が出ましたが、不
幸この文部省が出した偏向事例の
中にはさういふ問題がないので、中
国から歸つて来た子供の作文がこれに偏
向事例として……。

○公述人(御手洗辰雄君)　あれは滋賀
県じやなかつたですかね。(日記で
はないのです)と呼ぶ者あり)日記で
はないが一通り読んだのであります
が……。

○須藤五郎君　冬の旅という日記に出
ている。それであなたに御参考まで
に伺つておきたいが、私は今アメ
リカの軍事基地が日本にあることに対し

て反対をしているわけです。こういうことは好ましくない。あるべきでないという点で我々は軍事基地撤退を要求しておるわけですが、あなたの考えは日本にアメリカの軍事基地があることはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○公述人(御手洗原雄著) 現状としていたしかたないと思います。現状としてはいいしたががない。ただ好ましいことではないのでありますから、成るべく速かに船つてもらいたい、併しそのこと一つ／＼のこと空とらえて、直ちにアメリカを戦争勢力ということにきめつけて、ただそれだけに集中して指導せられるというようなところに危険があるのではないか、こう思うのであります。

○加賀山之雄君 今日岡先生からお教を頂いて大変ありがたく存じます。関口先生に一点だけ承わりたいと思いますのでありますが、先生はいろ／＼新憲法下の自由についてお話を願ひまして、その中で教員の自由は普通の公務員以上に自由を与えなければならぬと思うというようなお言葉があつたように拝聴いたしました。勿論この學問研究であるとか、思想言論の自由ということは当然のことと思ひますが、教育という事柄の性質からみて、私はこれは間違つていたらそこをお教を願ひたいと思うのでありますが、一般公務員或いは地方公務員と違つた、やはり別種の何か特に政治的な目的、政治的行為については、何か教育の特性上制限なりがなければいけないじやないかというふうに考えるわけでございます。その点について公務員以上に自由を与えなければならぬと言われ

ましたが、趣旨は完全にフリーでいいんだという意味で言われたのか、或いは教員には教員独特の教職ということから見た、別種のやはり制限が必要はせんかというようにはお考えになつていらっしゃるのか、その点を一つ承りたい。

○公述人(関口泰君) 教育公務員特例法というようなものを作るとするならば、むしろ教育公務員は一般の公務員以上に政治に対して、政治機関に対して自由でなければなるまいと言つたのでございます。で、それは古めかしいことを言えば、例えば吉田総理にしても誰でも、新しい時代を作るためには既成の、既存の社会よりも一歩を進めねばならぬ、むしろそういうふうなことが必要であるくらいのものだ、それ之余りに刑罰を以て政治的教育、政治的活動を規制するのは却つて逆じやないか、というようないい廻しをしたわけです。

○加賀山之雄君　私が申上げたのは政治活動もございですが、教壇とか、教育自体というものは非常に、一般の公務員が行政権を発動するのと違つた意味での一つの強いインフルエンスを持つわけでございます。その教育自体について、何かやはり特別の制限は考えておかないと危険な場合が起りはせんのか、又教育活動は最も重視され、選挙活動とか、政治活動は自由にされなければならんと言われましたが、これもやはり生徒とか、父兄とか、いろいろインフルエンスの範囲が、これは勿論一般公務員等とは違いますが、インフルエンスを持ち得るので、その意味からいつて、やはり政治活動そのものにも制限を全然考えないということは却

つてそこに支障が起きはせんかという
ような気が……。

○公述人(関口泰君) 御木さんのお話でもそうでありましたが、教育者の政治活動に或る制限を置く、その線をどこへ置かうかということがむしろ問題なのであらうと思います。それから教育者が教育をする場合に、手放しに自由勝手なことが言えるというわけではなないので、教育者は自分の責任において、殊に政治的意見を教壇の上から述べることにについては、十分自分の政治的意見を述べるものじやないというようなこと

とも、あれはフランスの諺でしたかも知れませんが、言っているようで、それは教育者自身の、教育者としての責任から考えてそれは当然のことなんです。むしろそれを刑罰なんかで取締り、抑えないで、教育者の自覚に待つというのがいいんじゃないか、それで今の御手洗さんもう刑罰を以て脅かすのはいかんということについては私と御同感のわけなのであります。その点だろうと思います。

○加賀山之雄君 御手洗先生に伺いた
いと思うのですが、先ほどい
ろいろ先生は日教組の問題にお触れにな
つたのでございますが、日教組自体
も行き過ぎがあつたが、だん／＼と落ち
着いて来ておるようですよというお話が
ございました、併しこれは無論共產黨
のグループ等の執拗で、強烈な働きか
けがあるというお話を承りました
が、私はそればかりでなく、この教員
組合、先生、特に若い人の行き方とし
て、戦後非常に言論や行動に重圧があ
つて、これがとられたところに新し
い精神というか、気持が動いて来て、
これは一つ時代の風潮と申しますか、
古いものは何でもないかんだというよ

うな傾向も出て来ておる。そういうところには全般的な、總括的な原因があつて、單に日教組の考え方だけがそうなのであるのじやないというふうに思うのでございまして、その上にこれらのことがいゝわるいろいろの學者のかたがたの言論によつて、はつきりと支持されて、一層これで自信を得、ますます活動にそういう行動なり、言論が行われて行く、つまりそういう指導的な學者或いは評論家等の御意見が極めて有力にこの元になつてはいはしないかといふことを考へるわけであります。

なほ従軍知のように、この教員組合が労働組合として活動をいたします場合に、これは勿論国際的な只今ILOの關係にしているようでありますが、そういうところからの動きもこれはキヤッチして、それに歩調を合わせて行かなければならないし、なお国内的には御承知のように總評というものの傘下にあつて、總評の行き方というものは、やはり日教組がこれと無關係に自

主的に動くということも只今の事情ではできないんじゃないか。かようにいろいろのことを考えるわけでございませうが、そういうような点につきまして、日教組のみが自主的にどう考えようかと、そういう外からの或いは時代の風潮といったものが強く作用しておるということについて如何ようにお考えになりますか、その点の一つ伺いたしたいと思います。

○公述人（御手洗辰雄君） 今のお話、しまいのところがちよつとよく聞きたれなかつたのですが、わかりました点だけ申し上げます。

若い先生たちが大変に内部で過激な言動があるというようなお話であつた

ように思いますが、私が考えますことを申し上げますと、私も先ほど申し上げましたように、教育関係者の会合などに招かれまして、かなりの範圍に亘つて直接にいる／＼な先生方と話し合いをしたりする機会を持つております。会つてみますと、別に大したことはないのであります。それは中には幾人、幾十人か、幾百人かあることは事実でありまして、大したことはないのではありません。こういう過激な思想というものは私ども考えますのに、昔からいつの時代でも大きな変革期における

一つの流行病のようなものなんだ。その流行病が起つたからといって、直ちにその地域全体に対してこれは極端な手段をとるのだということは、私は生きた政治としてはどうかと思われるのではありません。従つてかような流行病の起つておるものに対しては、でき得る限り寛容な気持を以て時を俟ち、それによつて次第に鎮靜するのを待ち、反省を待つというようなやり方が、真に

これに生きた政治ではないかと思ひます。かような考えからしまして、まあこの案には賛成をいたしますけれども、でき得るならば早くこれが廃止になるようなふうな事態に、国民も、教員の先生方も、さような社会になるように努力をせられることを希望するのであります。

それから又外部の学者や評論家の議論が大変影響力を持つて危険であるというお話でありましたが、若しさやうな考えでこの法律をお作りになるといふことになりましたと、これは私どもとしても自分自身が非常な危険を感ずるのであります。さようなことが対策になるだらうとは夢にも実は思つてお

らんのであります。これは冗談事ではないのでありまして、さようなことが、つまり組織的な行為に現れたものを何と規制されるということが目的であらうと思つております。そういう限定された意味において私もやむを得ずこれは賛成をするという意味でありますから、どうぞ一つお考え違ひのないようにお願いいたします。

○高橋衛君 御手洗先生に一点。田中君から御質問申上げた刑罰法規に関する問題についてお尋ねをいたします。

御承知のように先ほど詳細に御説明がございましたように、高知の例えは教研大会の第八分科会におけるこの決議、これも共産グループの強力な働きかけによつてあつたことが行われたといふことが言われておるのであります。又教職員組合においてもその中心をなすものは殆んど大部分が専従者であつて、言い換へれば学校の教職員としては休職になつた……（休職にはなつておらんよ）と呼ぶ者あり）休職になつておるとその専従者が殆んど中心になつておると私は認識しております。普通国家公務員においても現業の職員組合或いは労働組合において、その中心をなしておるのは殆んど専従者であります。専従者はすべて休職の扱いを受けております。従つてその職務の上から監督するといふことは、これは到底困難である。どうしても行政罰と申しますか、公務員又は教育公務員としての監督の限界を超えて、別途の法規に基いてそれを監督し、取締らなければいかんという問題になると思ふのであります。その点勿論相当に御研究のあるところだとは思ひます。

が、事實は、私どもは取締られるところの対象は殆んど教職員以外の者である。少くとも教職員を、休職になつておる者が普通であるといふふうに考へておるのであります。従つて行政罰といふようなことになつて、この法律の実際の対象をなくするといふことになりはしないかといふふうに考へるのであります。……（休職になつておらない、現職だよ）と呼ぶ者あり）

○公述人（御手洗辰雄君） 今のお話の現職であるか休職であるか、私はそういうことを存じませんが、どつちとも申上げかねますが、今こちらから現職であるといふようなお声がありましたが、仮に休職になつておるといたしましても、それならばやはり教員の地位にないところの者でございまして、これを若し行政罰を以て排除するといふことになれば、事実問題としては解決するのではないかと思ひます。

○高橋衛君 教育活動そのものではないのでありまして、教職員の組織する団体を通じて教唆、扇動するといふ行為そのものが刑罰法規の対象になつておるのであります。又現実の問題として休職になつておらない場合におきまして、少くともそのポストを離れて組合の中心にあるところに所在して活動しておる教職員という立場での取締りは先ずできにくいと私は考へます。

○委員長（川村松助君） それでは休職をいたします。

午後二時十五分開会
○委員長（川村松助君） 只今から再開いたします。

開会に當りまして公述人の各位に文部委員一同を代表して一言御挨拶を申し上げます。当委員会は只今義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案を審議中でありまして、この法案の重要性に鑑みまして公聴会を開き、先生がたの御意見を拝聴いたしまして審議の参考に資することとなりました。本日各位の御出席をお願い申上げましたところ、御多忙中にもかかわらず御出席を頂きまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

只今から御意見を拝聴させて頂くのでございますが、御発言の時間につきましては別に制限はございません。何とぞそれらのお立場から腹藏なき御意見の御開陳をお願いいたします。

文部委員の各位にお願いいたします。公述人の各位に対する御質疑は公述人の各位の御意見の開陳が終了しましたからお願い申上げることとし、討論に回らないように特別にお願い申し上げます。

○公述人（海後宗臣君） 私は教育学の研究をいたしておるものであります。その立場からこの二つの教育法案の成立することに對しては反対の意見を持つております。と申上げますが、私は特に政教、政治団体或いは現にこれに對して問題になつておると称せられておりますところの日本教職員組合とは何ら特殊の關係を持つておりません。

先ず初めにお尋ねになつております義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、これについて申し上げます。

この法案の提出の理由は「義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育、職員、の自主性を擁護する必要がある」といふふうに理由が書かれてあります。これはこの法律案の第一条、目的という部分と大体同文であります。従つてこの理由及び目的は教育基本法第八條、特にその第二項と深い關係があると私は解釈いたします。大体を申しますと、第八條の二項がほかの条項、特に第九條、第十條、これは宗教教育及び教育行政でありまして、と比較いたしましたら、このままに放置してあつては、政治的中立が確保できない事態になつていくという判断がされたから、特にこの第八條の問題について法案が用意されておるものと見ます。若しそのような事態が発生しないならば、ほかの基本法の条項と同じように特別な確保

の法律を必要とはいたしません。殊に罰則を伴ふような法律を作る必要はないと言わなくちやならんと思ひます。例へば宗教教育に関する条項であつて、これと大体同じような様式を持つております。若し学校が特定の宗教に關する教育を行うようなことがありま

す場合には、或いはこれを採上げて、これを処罰の対象とするといふようなこともこれと同じようにでき得ないことではないと思ひます。或いは教育行政が不当な力の支配によつて非常な偏つた教育を行うといふようなことが第十條の基本法の原則に反して行われ

た場合には、それを処罰の対象にするといふことも又起り得ることであり、また、そこがさういふものについて別にこのたびは法案が用意されておられません。第八條の、特に第二項、その点についてだけ法案が用意されておりますので、私はこのように第八條の事態が特に何の問題になつておるといふように見なければならんと思ふのであります。さういふことと、この法案が用意されて来た事情を考へて、この法律によつて政治的中立性を確保しなければならぬような事情が特に全国の義務教育諸学校内に起つておるかどうかといふことが先ず何をいふでも一番根本になることであると思ひます。私は教育に関する研究の必要から全国の小、中学校を相當に広く訪問をいたしておりますし又教職員の団体或いは教職員個人と話し合ひましたり或いはそこにおいて書かれております教職員の執筆しましたものなどを読む機会を割合に多く持つておる、さういふ面での教育研究をしておる一人であり、従つて私がこゝに教育研

究の法律を必要とはいたしません。殊に罰則を伴ふような法律を作る必要はないと言わなくちやならんと思ひます。例へば宗教教育に関する条項であつて、これと大体同じような様式を持つております。若し学校が特定の宗教に關する教育を行うようなことがありま

す場合には、或いはこれを採上げて、これを処罰の対象とするといふようなこともこれと同じようにでき得ないことではないと思ひます。或いは教育行政が不当な力の支配によつて非常な偏つた教育を行うといふようなことが第十條の基本法の原則に反して行われ

た場合には、それを処罰の対象にするといふことも又起り得ることであり、また、そこがさういふものについて別にこのたびは法案が用意されておられません。第八條の、特に第二項、その点についてだけ法案が用意されておりますので、私はこのように第八條の事態が特に何の問題になつておるといふように見なければならんと思ふのであります。さういふことと、この法案が用意されて来た事情を考へて、この法律によつて政治的中立性を確保しなければならぬような事情が特に全国の義務教育諸学校内に起つておるかどうかといふことが先ず何をいふでも一番根本になることであると思ひます。私は教育に関する研究の必要から全国の小、中学校を相當に広く訪問をいたしておりますし又教職員の団体或いは教職員個人と話し合ひましたり或いはそこにおいて書かれております教職員の執筆しましたものなどを読む機会を割合に多く持つておる、さういふ面での教育研究をしておる一人であり、従つて私がこゝに教育研

究の法律を必要とはいたしません。殊に罰則を伴ふような法律を作る必要はないと言わなくちやならんと思ひます。例へば宗教教育に関する条項であつて、これと大体同じような様式を持つております。若し学校が特定の宗教に關する教育を行うようなことがありま

す場合には、或いはこれを採上げて、これを処罰の対象とするといふようなこともこれと同じようにでき得ないことではないと思ひます。或いは教育行政が不当な力の支配によつて非常な偏つた教育を行うといふようなことが第十條の基本法の原則に反して行われ

究を主としてしております関係から、全国の諸学校の状況を見まして、現在の法律が必要とされるような事態は起つていないと私は判定をいたします。新聞紙上によりますと、いわゆる偏同事例なるものが全国から二十数個挙げられたということが報ぜられております。これが現下の義務教育学校における危険な状態を判断する材料となるというようにあります。ならば、これには相当問題があると私は考えます。義務教育を実施しておりますところの学校は、申上げるまでもなく全国に約四万、而もここに挙げられましたところの事例なるものも、新聞紙上によつて見ますと、それらの多くは学校全体に關することではなくして、その中の一教員が一つの教室内においてこういうことがあつたということな

点を考えます。義務教育の事に従事しておりますところの教員は、全国小、中学校合せて約五十万、その中に二十余のそういうケースがあつたといふこと、或いは若し学級といふこと、いたしますならば、全国の学級数は三十七万六千の学級を持つておりますが、その三十七万六千の学級の中において二十幾つかの事例が発生した、こういうことでもあります。若しこのパーセントを取りますならば、〇・〇一或いは幾ら多くても〇・〇五%に限られることでもあります。或いはこれに類することが数方あるというようにあることを若し予想してありますならば、そういう事例が挙げられなければならないと思ひますが、私は全国の学校を相当に広く見ておりますけれども、そういう事例をたくさんに挙げるということは思

らく不可能に屬すると思ひます。で、こういう事情から、現在はこの政治的中立に關する法律を特に用意しなければならぬような事態が全国の中小学校の中に出つておるとは私は判定いたしません。

次に政治的中立性の故に禁止される活動の実態は、この案の第三条に書かれてあります。『義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対し、特定の政党等々を支持させ、又はこれに反対させる教育を行ふことを教唆し、又はせん動してはならない。』ということでもあります。衆議院における修正は「反対させるための」という言葉が入つたのであります。この「ための」の解釈は第二項がなくなつたためである。私は推測いたしております。まあかように一般には説明されております。併し第二項がございますので、第二項のほうを見ますと、第二項には「特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」云々といふことが問題になる教育の実態を表わす言葉としてこの法案の中に出ております。この第三条の第一項或いは第二項のほう、両方とも極めて不明確な教育の実態を對象にしておりまして、その不明確な教育の実態の對象をもつて、この不明確な教育が発生して来る、こういうことになりまして、そういうふうな事情でありますことは、教育の実態を採上げてこれに処罰の對象を決定する根拠を求めるといふことが、これが非常にむづかしいといふことであるのでありますけれども、併しそういうむづかしいことに對して、ここでそれを採上げて処罰の根拠を作らうとする、こ

ういふことになりまして、而も不明確であるといふことは、甚だしい拡大解釈がこれから恐れられるといふことは、從來の我が国におけるかくのごとき不明確な、特に人間の思想及び行動の全般的な性格に關する判定の問題として出て来ておることでありまして、拡大解釈がされる虞れなしとしないといふことは、やはり言わなければなりません。どうして判定が困難かと申しますと、これは教育といふことの性格から来ています。教育と申しますことは申上げるまでもなく義務教育の中小学校において教師が生徒に對してさまざまな学習指導を行います。それは常に變化いたします。そして如何なる予測の下にどういふ実態が成立するかといふことは、実はその場にならなければわからないといふことが学校における教育の実態であります。又人間を造る働きといふのは、外部から見れば見えないところの、内面的な働きであります。そのことが教育の本質であります。こういうふうな、こういう点につきましても人間を造る、育成しようとする極めて複雑なことを、処罰の成立に對する對象の根拠として求めてあるものであります。このことが問題となりまして、併し私はそれが不明確であるといふことの故に、これを問題とするといふことにとどまりません。

で、およそ教育の実態形態、現に現われておりますところの教育の実態を採上げて、これを処罰の根拠にするといふようなことが起ることは、教育の正しい發展のために決してあり得べからざることであります。私は考えます。教育は常に人間を立派に育てようと考えておるのであります。その立派な人間

を育てることについては人によつて多少考えが違ふかも知れませんが、併しおよそ人に善意を持ち愛情を持つて働きかけようとするものが処罰の對象になるというようなことでは、これは国家の將來が正しく教育によつて担われることはできないと私は考えます。従つて、教育といふことは、処罰の對象を発生させるような根拠にはならないようにあるべきだと、又申うること

は不可能でないと私は考えます。若し教育の実態を捉えて処罰の根拠にするといふようなことが各所において行われましますならば、国民教育は破壊されるというように考えております。教育といふことの性格そのものからしてやられると、その教育は、常に処罰を発生させるところの根拠にするといふことを思はせるような、そういうことが起るといふことは、この法案の非常に重大な問題点であります。なお、教育の持つておる性格からいたしまして、教育は社会生活上の事象に触れないで、は行われぬのであります。ただこれは消極的に政治的意味を持つた問題に

を支持するようになるか、反対するようになるかといふことを教育者が一々氣にして言葉遣いを考え、態度を改めなければならぬといふことがあります。ならば、正しく教養なければならぬ教材も、こういう政治的考慮に關係があるといふ点からして、それも又教養られないようになつて来る。これは教育にとつて非常に重大なことでありま

す。私はこの点について私が実際に教職員との話し合いによつて得て来ておる具体的な材料によつて申上げます。これは架空に構想したことではありません。私がこの法律案が問題になりましてから後数ヶ月間において、各所において取つて来ておるところの材料であります。それによつて申上げます。例へば、最もたび／＼私が触れて参りましたことは、平和教育といふことです。平和教育を子供に對してすると政治的偏同があるといふふうな認められましたが、先生平和教育は如何にいたしたらいいでしょうか。こういうことが現に各所において尋ねられております。これは甚だしい教育の誤りでありま

故に全国に起つておる事実を非常に私
はたくさん聞いております。これは現
に、人から聞いたのではない。私が教員
と直接の話し合いによつてとつて来てお
ります。

次に戦争の教材の扱い方です。予
供が戦争はどう考えるか、こういうふ
うに、例えば中学校の生徒などは尋ね
て参ります。その場合に、戦争は何と
教えるか。戦争は悪いと教える。これ
は当然なことでありませう。世界どこの
国の教材においても戦争は望ましいこ
とでないと思はれております。若し
我が国の学校が戦争は悪いことである
ということを教えるのが何かの政党に
偏る。或いは離れてその政治的勢力を
減退させるというような考慮の下にこ
れに対して教職員が控え目になるなら
ば、非常な恐るべきこととあります。

或いはもつと単純なことになると思
うと、農地の交換分合について、
子供に何と答えたらいいかというこ
とをこの間尋ねられました。私は日本の
農業生産を合理化する意味において耕
地整理及び農地の交換分合ということ
は国の農業方針としてとられていてこ
とだから、そのことは教えずにやな
らない。こういうふうには教員に対
して申しました。併し教員は交換分合
というところを教えて、余り強く
これは大事だとやうに或る政党に近寄
つたという判断を受けるから、自分は
こういうことは教えられなくなる。農地
は混乱していてもよい、或いは睦
道は幾ら曲つても構わぬ。構わぬ
というところは言わぬにしても、そうい
うことは成るべく言わぬようにする、
先生はわからないから。現にそういう
問題を出しております。

或いは贈収賄の問題について子供に
聞かれたときは自分は答えようがなく
て困るというところでありませう。何
と尋ねられたかと聞きますと、中学校
の生徒は、これは社会科の教育であり
ますが、この教育に、贈収賄というこ
とが世の中に、新聞に毎日出ておりま
すけれども、あれは先生はどう考えま
すか。こういうふうな聞かれたとき
に、先生は、あれは悪いと言ふと政治
的偏向が起るから悪いとは言えない。
そういうふうな先生の現に私に言
つたのであります。(笑)そういうふう
に笑わなくちやならんやうなことが
起つております。

それからビキニの灰についてもそう
でございませうが、ビキニの灰によつて
障害が起つたというのを余り強く言
うと或る政党に近寄つて来る、或いは
こういうことを言わぬようにするこ
とは別の方向に近寄つて来る、それじ
や先生は仕方ないから知らない、と、
これはつい先日ビキニの灰の扱いに
ついて先生に尋ねられました。私は如
何にビキニの灰が日本人にとつて重大
な衝撃を与えているか、或いは又これ
が人道上どういふ問題になるかという
ことを答えなくちやならない。あなた
は直ちに答えなくちやならないと言
いました。そういうことは実際に私がと
つて来たことであります。これらの
ことが現に私に対して尋ねられてい
るというところでありませう。このよう
にしましたならば、およそ教育という
ものは社会現象に従つて現に政治的問
題になつていゝる／＼なことに關係し
て来ますけれども、それをいゝる／＼予
測してあつちに行つたらこうなる、こ
つちに行つたらこうなるというふう

うに考へて、処罰の対象になるような
ことが法律的に、義務教育の小中学校
から発生しないやうにという教員が努
力いたしますならば教員は仕事ができ
なくなつてしまふのであります。こう
いう事情が現にあるのです。この法案
がすでに用意されたというところのゆゑ
にかくのごときになつております。
それから、若しこの法案が通過いたしま
して成立いたしましたならば、更に重
大な思惑が教育界に起つて来て、私は
日本の教育界は微妙な教育上の機能の
支障を起す、こういうふうに考へてお
ります。

次にこの法案の成立後について私が
考へておりますことは、こういうふう
な政治に関する教育が行われたかど
うかというところが処罰の発生して来る
根拠になつておりますから、その事実
があつたというのを立証しなかつた
ならばこれを発動させることはできま
せん。そのためには小中学校の毎日の
教育の実践が常に処罰を発生させるか
も知れないという可能性を持つたもの
であるとして監視を受けている、こう
いうふうなことになる。或いはま
あこういうことはないかも知れませ
んけれども、そういう事実がありと誰か
が解釈して、そうしてこれを通報する
者がある。場合によつては捜査の必要
が上学校に捜査の仕事が入つて来るとい
うやうなことが起つて来るに違いない
と今までのいゝる／＼の事情から推測し
たします。そういうことはおおよそ教育と
いふ名前に當るやうなことは到底実践
することはできません。それは処罰の
可能性があるかも知れんというやうな
予想、思惑を持つて教育を小中学校に

おいて行ふというところは、あり得べ
からざることであります。そういうことができ
て来るやうになる可能性がありませう
から、その意味において私はこれはよろ
しくないと思ふのであります。そうい
うふうになりませうと、こういう
事態の結果からして小中学校の教師は
教育に対していゝる／＼な圧迫を感じま
すから、そこから豊かな教育活動を展開
させるといふことができなくなつて来
ます。そして国民の教育を通しての積
極的な力というものを喪失するやうに
なります。その結果日本の将来に与
える禍いというものはこれは目に見え
ないところで測り知るべからざるもの
があると思はれております。現にそう
いう教師の消極性や或いは不当な予測を
してそして脅えておるやうなその事態
は、これ又この数ヶ月間において私は
各所においてこの様子を見て来ており
ます。現に私が話合つた人々の間にそ
ういふ実際の経験を持つております。

例へばこれは或る場所において起つた
ことでありますけれども、一つの県内
の教育の優秀な指導的役割を果すや
うな立派な人が集りまして、ところが
その席で話を聞いたし、最初は私はそ
うなだけで話をすることに成つておりま
したが、県の教育委員会の指導課の
かた、それから県の教育委員のか
た、それからPTAの代表のかた、
そういうかたがこの話し合いに参加がし
たいというところになりまして、私は別
に差支えありませんから、どうぞお聞
き下さいというので傍聴ということに
なりましたが、この教員は私との話し
合いを殊更に回避いたします。そうし
て当然答えてよいことに對しても答えて
回避いたします。そして何か調子の合

わんことばかり言つております。私は
話が成り立ちませんから暫くして打切
りまして、今度は別室に行きましてそ
の教員だけで話をいたしましたところ
が、まるで別人のやうな話し振りに
なりました。私はその甚だしい対峙振
りを見まして、それは一体どういふこ
となのか、なぜあなたはさつきさうい
ふやうに話をしないのか、今言つてい
うやうになぜ言わないのかと言ふと、も
うああいうことは教育委員なり指導課
なりPTAの代表のかたのおるところ
では言えない。若し言うならば自分は
その言つたことを材料にしてあの教員
はこうだといふやうなことを推定され
るから言わないのだと、こう申して
おります。現にこれは私が或る県にお
いて経験して来たことであります。そ
のごとくに消極的になり、そして非常
な圧迫を感じております。これは教育
の実践の場面における問題を申しま
した。

それで引續いて簡単に教育学の研究
に関する問題を申し上げます。この法案
の第三条に「何人も、教育を利用し、
特定の政党その他の政治的団体の政治
的勢力の伸張又は減退に資する目的を
もつて、学校教育法に規定する学校の
職員を主たる構成員とする団体の組織
又は活動を利用し、云々」といふふう
にありますが、このことが厳密に適用さ
れて参りますならば、教育学その他の
社会科学、文化科学の自由な研究はそ
こなされることになると思ひます。と
申しますのは私などは随分教員の団体
などには接觸しております。これは日
本の例は教員の全部が日本教職員組
合に入つておるのですから、そこに行
きまして教員に会いますと、その人は

組合員でありますから、私が今まで話をしに参りました所は何県の日教組の支部でありますかどうかは知りませんが、何とかという形になつております。或いは何県の教職員組合文化部という所に行きます。そこで私は教育の問題、或いは教材の考え方そういうことについて話をいたしたりいたしますと、それが若しここに書いてあるようなことに当りますと、我々は何人もないことに該当します。実はよくわかりませんが、私も一カ月のうちにそういう形態に会うことが十回ほどあります。そういうことが若し行われて参りましたら、その人たちが学校で実践した教育が処罰されるようなことになつた場合、誰からあなたがたはそういうことを聞いたかということになります。最後は私が処罰されることになりす。そういうふうになります。すといふと、学問や思想の自由は甚だしくこのことによつて侵されることになるのであります。我々は教育学の研究をいたしましてこれを進めて参りますのに常にこの法律のあることを頭に入れて置かなければなりません。併し今日は教育学の研究が教育実践者と非常に深い結び付を持つております。我々は単に書齋の中において勉強しておるのではございません。現に教育の実践場面に出ましてこういうことを行われれば結果はどうなるか、そういうことを見届けまして、又現に行われておる教育の実践が我々の理論になつていないものがあるならば、それはいけないからやり直せということを我々が要求いたします。これは教育学を担

が要求いたします。これは教育学を担うに当たります。我々として当然の任務でありますからいたしまして。若しそういうことをいたしました場合に、そのことがこのことに関係いたしますといふと、我々は実践者と結び付いた研究といふものはできなくなつて参ります。現に平和教育についても平和の考え方を子供たちに植へ付けるにはどうしたらいいかということに研究しております。それが日本の小中学校において生徒にどういふふうな方法で行うか、或いは今日戦争放棄といふことについて、戦争といふことは、こういう憲法がなくとも戦争は悪いことであるから戦争は悪いことだといふことを、子供たちの頭に小さいときから如何にという戦争回避といふことを教えるかといふこの方法を我々研究しております。我々は書齋だけの研究では仕方がない。我々は教職員にその方法を伝授いたしまして、それをやってみた結果、どうであるか、戦争を本當にやらないやうな子供ができておるかできていないかといふことを確かめます。できていないならば方法が悪いのであるから、どういふ方法に変えたらいいかといふことを我々は研究してやっております。これは我々の職務であります。それから、それを実践いたしております。そういうふうに行つたことが若し教唆扇動に當るといふことになりますれば、我々は教育学の研究はできなくなつて参りますから、これは容易ならぬことだと思つております。多分ならないと思つております。政府委員のこの法案に対する説明を見ますと、学者が意見を述べたり研究の発表をする

文にありますが。これは言を要せんこととあります。特にこういう説明を要するといふことが私はおかしいと思ふ。日本において学者が意見を発表し、そして研究の結果を公表すること、そして断つて断つなければならぬか、そういうことは許されねばならぬ言わなければならぬのか、こういうことではないと思ふ。これは現在の世相を表現しております。私は学問、思想の自由のためにこういう説明文が出て来るといふことがそも／＼日本の事情を現わしてゐると思ふ。でありますから、我々は教育学の研究がでなく息するやうなことになる、そういう虞れもありません。その故にこれは非常に困つた法案だと思ふ。以上のことについて私は考えまして、最初にお尋ねになつております政治的中立の確保に関する法案は甚しく有害である、不必要であるばかりでなく甚しく有害である、こういうふうな考へております。従つてこの第一の法律案は成立しないやうに御研究を頂きたいと思ふ。

次に第二の法案について申し上げます。第二の法案は教育公務員の特例法の一部を改正する法律案であります。が、これは内容は非常に簡単明確でありまして、国立学校の教育公務員の例によることとする必要がある、こういう必要があると思ふ。これは、国立学校の教育公務員が政治的活動の制限を受けること、そういうことは成るほど規定されておりますが、そういうことが行われることは適切でない、私は考へております。これはほかの公務員と教育に携はるところの国立学校の教育公務員は非常に性格が違ひますから、そういうことが行われることは適切でないと思ふ。であります。で、これは政治的活動の禁止については教育公務員に対しては甚だしい制限を加えないで、成るべくこれに制限を加えないように努力するといふことが必要であると思ふ。そのことについてはこの教育公務員の政治活動の禁止の条項に對して教育者としてかくのごときとが制限されるべきかどうかといふことについて批判を今日加へられて来ております。私はこういう批判が出ておりますから、私はもう一方へ向つてこの国立学校の教育公務員の政治活動の禁止の法律もそういうことがはざされ

るやうに法律を改正して頂きたいと思ふ。で、この国立学校の教育公務員の政治活動禁止のことがあつたやうに出来た際に、聞くところによりますといふと、こういうことが国立学校の教育公務員に対してなされては困るという意見が主として大学側から出たと思ふ。これは大学ばかりではありませんが、一般の教育職員がそうであつては困るという、そういう意見が出されたやうであります。それで、その中から教育公務員をはずして欲しい、ああいう厳しい制限をすることははずして欲しいといふこと、併しそれは、はずせないといふ何か事情があつたやうであります。それでその結果、厳しい適用はしないという了解が成つたといふやうに私は伝え聞いておるものであります。これは至当なことだと思ふ。私は考へております。従つて今日までそのような慣行が行われていない、私は解釈いたします。例えば政府の実施しようとする政策についてこれを批判するといふことは、これはいけない

ことになつておりますけれども、併し我々が現に文部省がやろうとしておることに対しては批判を必要に応じて加えます。批判する必要があることは加えませんが、批判する必要があることは加へます。私は余り議會或いは文部省その他に對して政治的活動に該当するといふやうなことは余りしたことはございません。昨年社会科の問題が起りました際に社会科が不当な取扱ひを受けると、私は社会科の持つておる性格を學問的に研究してあります。立場から考えまして、そんな変なことは、社会科に對して予測されておるやうな変なことは起らんやうにして欲しいといふことを言つて、文部省のとおつておる政策に對して批判的な見解を述べました。述べましてからあとに文部大臣に對してこの意見を陳述し、こういうことが行われないやうに、そういうやうな政治的な意思の表わし方をして欲しいといふ御要望が各所にありまして、私はそういう意味において大臣に面会をしたことはありませんけれども、面会いたしまして申しました。併し別にそれからあとまた政治活動禁止の条項にこれは抵触したといふお話は何も聞いておりませんから、多分これは許されたのだと思ふ。そのうちあるかも知れませんが、今のところはあります。そのほかたくさんいろいろございますけれども、国立学校の教職員がこの政治的制限の嚴重に隔から隔まで受けることは、現に慣行上はありまです。私はそういうふうな判定いたします。でありますから、これに倣うといふのは何に倣うのか、私はその少くとも若しこういうことが出るならばその慣行に倣うといふことか

或いは我々はこういうものがなくなつて欲しいと考へますから、こういう倣うというようなことはこの際法律できめられんほうがよろしいと思ひます。併し私はそういうふうなところで考へをまとめて申しますけれども、それは一体どういふところから来ておるかと思ひますと、政治活動が甚だしく制限を受けましたという、教員が政治について正しい理解が持てなくなつて来ます。そういうふうな政治に關してどのような教育を子供に与えたらいいかということもだん／＼明らかになつて来ます。一市民としての政治的な感覺を持たない教員には到底子供の政治教育を託することはできません。従つて私は義務教育の内におけるところの教員を政治的に力のないものに去勢してしまふという結果になつて来る。第二の法案については今後の正しい政治教育のためにこういうものは成立してはいけないと思ひます。どこの国におきましても一教員が一市民として許されておるという政治活動に對しては制限を与えてない。学校の内において或る政見を是とし否とするといふことは、これは教育基本法は至當だと考へますから、教育基本法にきめてある通りに行かなければならぬと思ひますが、町に出た一市民としての教員の政治活動が甚だしく拘束されて来るといふようなことが起りますならば、これは政治的な考へ方が教員にできなくなりますから、そういう教員に子供を頼んでおきましたならば、子供の政治的感覚はできなくなりますが、それでは将来の政治は暗黒になりますから、これは容易ならぬことだと思ひます。教員は一市民として許され

た、教員たるものの性格に恥じない限りの政治活動は全面的に許されていゝる、その政治活動の如何なるものであるかといふことは、それをとるものかといふことの判定は教育者の良識に今日待つて何ら心配はないと考へております。なお教員の政治活動といふ問題をもう少し具体的に申しますと、例へば文部省のやうなところと對して教員がそれを賛成しない、そういう場合に、政治的な活動を教員がする、して文部省の教育政策と日本の教員が對立をするといふやうなことも起つております。併しこれは非常に悲しむべきことだと私は考へます。文部省は教員の教育の實踐に對して最高の奉仕をしなければならぬ、こういうものと考へますから、その教員と政治的活動の制限を争うといふやうなことが起つてゐる、これでは到底正しい教育はそれでは行へないと思ひます。併し大よそ對立抗争といふものは両方でありまして、一方ではあります。一方では對立抗争になりません、両方でありまして、従つて私は今日、教員の闘争、政治的活動に關する闘争の方式を批判を加へなくてはならぬことは、これは教員の良識に訴へて批判を要求いたしましければ、併しそれは教員に對してばかりでなく、文部省が教員に對して最高のサービスをしようとする、そういうふうな雰囲気を持つていかうかといふことも今日反省を要することだと思ひます。その事實は非常に明瞭であります。今日この問題になつておられますところの二法案のことに對してそのことを考へれば、正しく立証されておると思ひます。今日教員或いは父兄或いはそれは全部でないかも

知れません。父兄或いは小中学校長、小学校長の団体、中学校長の団体、が全部揃つてこの法案に反對しております。そうして考へ直して頂きたいといふふうな求めております。その求めてゐる声がかくのかと聞いておられますのに、この声を如何にして採上げ、どのような考へを持つてゐるかといふことに對して積極的にこれに奉仕しようとするやうな雰囲気は今日日本になつてゐることは、これは非常に悲しむべきことである。そういう對立的な氣持を以ては教育の自主性も何もない。いわゆる全体の指導、助言をし、正しき日本の教育が成長するようにといふ働きを要するならばならぬ文部省が、こういうふうな政治的活動の制限において鑊を削るというやうなことは教育はよくならぬことと思ひます。従つて、こういう對立抗争を早速に解消しなければならぬと私は考へておりますけれども、現状は決してそうではありません。若しこの法案が成立したならば、ますます對立抗争は激化するに違ひないと思ひます。そして日本の文教は決して立派に育つてゐることはできないやうなものになつてしまふ、私はこの法案成立後の状況を見通してあります。私は具体的なことを申しますけれども、日教組と文部省が對立してゐる、そういうことではないかといふことです。これは両方から責めなければいけません。従つて文部大臣を初めとして文部省内においてさまざまの文教行政に携つてゐるかは進んで一橋の教育会館を少くとも一週間のうちに數回は訪れ、又教職員も平明な氣持で文部省内を訪れて、お互いに日本教育のために話合おうといふ、そう

いふ雰囲気ができなければいけないと思ひます。私はそういうものができて欲しいと考へておるのでありますけれども、今日はそういうこととまるで反對の態度が両方においてとられておるという事は、これは両者とも反省を要します。そういうことを激化するやうなことは、この国立学校教員並みに扱ふといふことを今日の慣行を無視して厳密にいたしますならば、ますますこれは激化すると思へますから私はこれに對して反對であります。若し坊間においていわれておりますごとく、この第二番目の法案が選挙の際における対策であるといふやうなことであれば、これは甚だしくよろしくないことであると思へます。例へば教員が選挙運動をし過ぎる、或いは教員から出て来たものが議員になつて出て来るといふことではよくないといふやうな考へ方がどこかにある、そういうことを予想されて、そして国立学校教員並みに五十万の教職員の政治活動をこれによつて嚴重に縛らうといふやうなことでありますならば、これは更に憂慮すべきことだと私は考へておるものであります。これは坊間にいわれておることでありまして、そういうことはないと思ひます。教員組合から議員が出て悪いことではないです。たゞさうなつたからいけないといふこともない私は考へております。ですから、私は教員の政治性を持つた行動によつて選挙の際に障害が起るというその障害の实体といふものが、若しそういうことがありとすれば、何であるかといふことを突き止めないといふかと思ひます。実はこのことは裏に隠れておるやうでありまして、この中の端

明にも何にも書いてありませんが、坊間伝えておるところによりますと、そういうことを申しておる人もありますので……
こういうことを考へてみると、この二つの法律案はこれらが成立することによつて、政治的中立性という名前に実はかりて、民主的な教育のあり方が甚だしく阻害される虞れがあるといふふうなこの両案とも私は考へておりますから、そういう意味において、日本の民主的教育を成長させたいといふ私の考へ方からこれに對して反對をいたします。両法案とも成立をしないやうに參議院の文部委員の皆さんに大いに努力して頂きたい、私の意見を申述べたあとに附加いたします。
○委員長(川村松助君) 次は高山先生にお願ひいたします。
○公述人(高山岩男君) 私は法律の専門でもございませぬが、教育の中立性といふ問題について少しく意見を申し上げます。
教育の中立性と申しますものは、民主的な政党政治といふものにとつては、或いは近代教育といふものにとつては、大前提になつてゐるものだと思ひます。でありますから、若し本當に民主的な政治と教育が行われておりますならば、こういうことが法案となつて現われ出るといふことは、これは悲惨な事實だと考へますけれども、今日やばり教育の中立性といふものが問題になるには、国内的に又歴史的に相當の理由があるといふ工合に私は考へております。なぜそういう理由が今日あるかと申しますならば、実は教育の中立性を阻害する、妨害する力が教育の内

部及び外部の双方から加わつて来ているからでございます。で、今教育の中立性、政治的中立性を阻害する力を分類いたしますと、私は三つあるように存じます。

一つは教師自身が全くの個人的な立場においては必ずしも政党というものに中立的ではない、特定の政党に関心を持つていて、こういう現実的な理由であります。

それから第二は政党政治そのものが必ずしも教育の中立性というものを名実ともに保障はしていない、党派性を惹起するという事情がとき／＼起きる、こういう政治的な事情であります。

第三はこれが非常に今日重要なものだと思いますが、民主主義がいわゆる人民民主主義と、それから自由民主主義との双方に分れて、これが国内でも、更に国際的にもいわゆる冷たい戦争、冷戦というような状態に遺憾ながら今日ありまして、教育そのものを意図的に政治化する、こういう傾向が世界を通じて現われて来ている、こういう現代特有の歴史的な、世界的な事情があると思います。つまりこの三つがやはり今日教育の政治的中立性というものを深刻な問題にして来る理由だと私は考えております。この三つの理由について順次少しく申し上げてみます。

教員は教員であると同時に国民の一員でありますから、政治的関心を持つていふのはこれは申すまでもなく当然のことです。むしろ政治的に無関心であるといふことは教員としては甚だ芳しくないことだと申し上げたいわけでありまして、ですけれども教育作

用というものが一党一派に偏向しないいわゆる不偏不党の中立性を保つていふことは、言い換えますならば政党の制約から自由であるといふことは、これは当然のことなのであります。若し我々が教員として政党の制約の下に立ちまわらなければ、端的に申してナチス的な教育或いはソ連的な教育、近い例ならば戦前の軍国主義的教育、そういうものにならざるを得ないわけでありまして、少しく誇張していえば、おのずから全体主義的な教育という方向に走つて、民主性は失われるわけでありまして、そこで実は非常に困難な問題が発生して来るのであります。即ち教育作用そのものは政治の政党性から中立でなければならぬ、自由でなければならぬ。併し教員自身は政治的関心を持たねばならぬ、これを如何に教育の場において調合するか、統一するか、これが教員に課せられた大きな課題であるわけでありまして、ではどうしてこれができるか、こういう問題をよく考えてみますと、これはできるのではありません。つまり政党政治の党派性という政治的関心をいば括弧の中に括り入れる、そうして教壇の上では中立化する、ニュートライズする、こういうことが行われることによつて初めて教育作用の政治的中立性が行われるわけでありまして、これは封建教育と違ひまして近代教育のいわば必須条件、必要条件といふものになるわけでありまして、なお教壇において括弧の中に入れて、そうして中立化するといふのは、あえて政治上の党派的な関心には限らないのでありまして、例えば経済的な関心とか或いは依怙心とか、或いは特定の子弟に対する愛情好悪というふ

うな情念も又、やはり教育の場においては括弧の中に入れて中立化しなければ、教育は本当に成り立たないのではありません。そこにやはり我々の倫理であります公平ということが当然入つて来るわけでありまして、そういう意味では教育作用の根源には倫理性があるといふこともいいのであります。ただそう申してもいいのであります。ただそう申しますと、前に言うような括弧の中に入れて中立化するといふことが一体できるのか、こういう問題が出て参りますが、これは現実に成立つております。どうしても成立たぬ、非常に何と申しますか、遠い実行困難なものではないのであります。現に従来の教育といふものが存続して来た以上、少しく大要に申しますならば、人類の社会が発生して以来、教育作用といふものはあるのであります。それからそれが成立つていけるには何らかの形でどういふものは可能であつたわけでありまして、模範的な教員におつてこれが成立つていたのも事実でありまして、よし、たとえそれが困難であつてもこれができるといふ確信の上に立たないのでは、これは教育作用といふものは本当に行われ得ないわけでありまして、どうしても括弧の中に入れて中立化する作用ができないういうならば、この人は教員としては不適格であると申すよりほかない。無論これは教員として不的確なものであつて、決して政治家として不的確というのでも何でもないかもしれません。ただ教育家としては、教師としては不適格である、この私は考えます。で、この作用が、教育作用といふものが成立ちます更に別の例を挙げますと、これと同じように司法官も又やはり政党の、党派的な関心と

いうものに対しては、これを括弧の中に入れて中立化して初めて今日のデモクラティックな司法権といふものは維持されておるわけでありまして、それから更にサイエンス、科学といふものをやつております科学者も又やはりそういう党派的な関心といふものを括弧の中に入れてこそ初めて学問といふものが成立つていけるのであります。こゝういふ作用が行われないでは到底科学も学問もできるものではないのであります。こゝういふ意味で第一の問題、つまり教壇の上における教育の中立性といふものを私はそのように考えますが、これは現実的にできるものであります、こう考えております。

それから第二に、政党政治が実際にいかに／＼直接、間接に教育に影響を及ぼすといふことは、これは否みがたい事実だと思つております。ですが、問題は事実ということがあるといふことよりもむしろ原理的な事柄に関するものであります。いわゆる逆に民主政治でなくして、一國一党を建前とするこゝういふ全体主義の国において、教育の政治的中立性といふものがあり得るか、こゝういふ逆の問題を提出してみますならば、申すまでもなく政治的中立性といふことは全然あり得ないのではありません。といふよりもむしろノンセンスになつてしまふのであります。何となれば、教育といふものは、実際あれは完全に政治に隷屬してしまふのであります。申すまでもなくナチス、或いはアツシヨ、更に今日のソ連もそうだと申す思います。でありますからこゝういふことを本質としてこれを承認しているものは、これはただ民主政治のみであ

る。民主主義の国のみである。こゝう申していいわけでありまして、ここに私はかなり重大な問題があつて、やはり今日深く考えなければならぬ点があると存じます。それから事実の上において政党が政権をとる場合、或いはいつた場合に、直接なり間接なりに教育に偏向を与えるといふ事実は遺憾ながら認めざるを得ないのであります。けれども、併しこれは教育にとつて不当であるといふ考えが民主政治であつて、初めからそういうことに対する不当といふ考え方もあり得ないのであります。つまり全体主義の国の教育になるわけでありまして、つまり括弧の中に入れて、そのものを中立化する、こゝういふ作用が全体主義の上では行われ得ないわけでありまして、全体主義の国におきましては教育は、特別に政治教育を施す必要のないほど一切が政治化されるわけでありまして、従つてそこにはもはや中立性とか中立性といふことが問題となつて来る際は全然なくなるのが当然であります。でありますから、こゝういふ意味で民主主義を少くとも守るといふ以上は、教育といふものが若しそれが政治教育の場合には、いば非常に政治的な政治教育になる、こゝういふのが当然であるわけでありまして、私は自分の見解をいたしまして、独裁主義を或いは専制主義を永続させるためには幼年の子供から政治教育を施すことは誠に便利であらうと思つて、これが若し我々人間の教育、ヒューマニテイといふものの開発という立場に立つてものを考えますならば、弱小のときから政治的関心に満ちた教育を施すといふことは私は決して正しいとは思ひません。むしろ

こゝういふものに対しては、これを括弧の中に入れて中立化して初めて今日のデモクラティックな司法権といふものは維持されておるわけでありまして、それから更にサイエンス、科学といふものをやつております科学者も又やはりそういう党派的な関心といふものを括弧の中に入れてこそ初めて学問といふものが成立つていけるのであります。こゝういふ作用が行われないでは到底科学も学問もできるものではないのであります。こゝういふ意味で第一の問題、つまり教壇の上における教育の中立性といふものを私はそのように考えますが、これは現実的にできるものであります、こう考えております。

それから第二に、政党政治が実際にいかに／＼直接、間接に教育に影響を及ぼすといふことは、これは否みがたい事実だと思つております。ですが、問題は事実ということがあるといふことよりもむしろ原理的な事柄に関するものであります。いわゆる逆に民主政治でなくして、一國一党を建前とするこゝういふ全体主義の国において、教育の政治的中立性といふものがあり得るか、こゝういふ逆の問題を提出してみますならば、申すまでもなく政治的中立性といふことは全然あり得ないのではありません。といふよりもむしろノンセンスになつてしまふのであります。何となれば、教育といふものは、実際あれは完全に政治に隷屬してしまふのであります。申すまでもなくナチス、或いはアツシヨ、更に今日のソ連もそうだと申す思います。でありますからこゝういふことを本質としてこれを承認しているものは、これはただ民主政治のみであ

それから第三に先ほど一

因があるのであります。無論この階級

同の意識が内容となつていたわけで

問題を考えてみますと、私はこうい

い二つの対立する政治的教育というも

いう二つの間にでき得る限り総合なり

調和なりの働きをする。こういうことが今日の日本、或いは世界的でありますが、我々に課せられておる教育の仕事なんだ、こういう工合に実は考えております。

そこで少しくこの法案について意見を申し上げますと、私は少しも法律技術の点は存じておりませんので、法案そのものよりもこういう法案が出るに就いての意見を少しく申し上げておきます。先ず日本の教育界の現状を打診いたしまするならば、私は今申しましたような政治的中立消極並びに積極的な両面に亘つて、果して日本の教育が中立の方向に行こうとしておるかということの事実の判断をいたしましては、私は遺憾ながら左翼偏向的であろうと存じます。特に新しい国民共同意識を建設する階級意識と国民意識との調和を工夫する、そういう意思に欠けているように判断いたすのであります。そして、国民意識を破壊し導くような行き方が相当見られるように思うのであります。冷戦の現在にあつて中立を工夫するよりは、却つて共産陣営のほうに加盟して世界的な悲しむべきこの冷戦を国内に延長しているような傾向というものはやはり否定できないように存じます。このことを私は一々事実を以てここに申し上げるほどの力はありませんが、私の特に重要視したいのは、例えば日教組の幹部諸君の指導精神、そういう人々の書いたものというものを見ますならば、そこに立派に左翼偏向が見られるように存じます。一々例を挙げる必要はございませんが、例えば世界情勢の判断というふうなことに付きますと、米國を戦争勢

力である、ソ連を平和勢力であるという工合に、いと単純にきめた判断を多くいたしているようにあります。アメリカを中心とする国際独占資本は、世界の至るところで戦争の計画を仕組んでいるというふうな判断を、いと単純に下しているようであります。それから国内については世界の動きは全般として資本主義国内においては平和勢力と戦争勢力の対立が激しくなるというふうな判断を下しておりますが、これは申すまでもなくソ連の眼鏡を通じて見た情勢判断でありまして、決して学問的でも客観的でもないと思ひます。恐らくその判断の上に講和条約反対とか、安保条約、行定協定の破壊とか、或いは憲法改正反対、再軍備反対、中共貿易というふうな線を出すのだからと思ひますが、今日およそ平和の問題にいたしましては戦争の問題にいたしまして、単純にイエス、ノーとか、単純にいいとか悪いとかいふような結論が出ないほど実に困難な問題であります。私恐らく人類が發生して以來、初めて直面した最もむずかしい問題だらうと思ひます。そこには近代の科学文明というものが一枚加わることによつて、科学文明の発達しない以前に単純に考えられたような考え方がとれない非常に深刻な、従来の哲學者といへども従来の思想を以ては単純な解答などができなほど困難な、或る意味では解決の不可能に近いほどの困難な問題であります。而もこれが御承知のやうに今日冷戦において一つの冷戦の手段として飽くまで用いられております。遺憾ながら平和ということさえ戦争手段として用いられているのが偽りない今日の事実であります。であります

するからして、そういう事情を深く念頭に置いて教育といふものに携わるのてなければ、私はいずれかの陣営に加担して、却つて世界というものを破局に促進させて行くという作用が成り立ちほしないかと思つてゐるのであります。こういういわば左翼偏向の思想が共産主義者が戦術の上で心理戦或いは思想戦の戦術の上で隠密に行なつてゐるものか、或いは共産主義者でなくともその同調者がそれと知つて行なつてゐるものか、或いは全然そのことを知らずに動かされて行つてゐるのか、ここは判定がむずかしいわけでありますが、私は日本にはそういう三つの層があるように存じますが、そうして特に戦後傾向が強いと思つてゐるべきけれども、日本の知識層には半意識的に最近特にサンフランシスコ講和會議以後は親ソ的な共産主義の同調者が多いのであつて、結果的にはたゞ意図せずともその方向を激発すること、促進するといふ作用を営んでゐること、私はどうも否定できないもののように思ひます。私は今日の世界が平和にならぬ根本の理由は実は二つの平和主義があるからだと考えてゐるのであります。つまりアメリカの平和、ソ連の平和、パックス・アメリカナ、パックス・コミューナこの二つが対立しているところ、平和がでんかというところ、人類は実に不幸な、又或る意味では馬鹿げた段階にあるのであります。この状態を考えますならばこれを激発するやうなことは日本の政治においても無論のこと、いゝやんや教育においてもは当然避くべきもので、今日教育者といふものはそういう点について従来の教育者には必要がなかつたもので

しょうが、実に深い認識と、実に深い良心を私は必要とするもののように思ひます。この点に輕率に是非或いはイエス、ノーの判断を下して、そうして特に家庭と教員の繋がりには特別な関係があるのではありませんから、その家庭のいわば弱点に利用してこういう思想が若し入るとするならば、私は由々しい問題だと思ひます。こういう工合に私は判断いたしておりますので、この法案が今日出るといふこと自体は誠に遺憾な極だと存じます。世界に対しては恥さらしであり、国内に対しては教員諸君を侮辱することだらうと思つて誠に遺憾だと思つてゐます。ですが更に遺憾なことは、やはり教員諸君に遺憾ながら自主性が欠けていて、やはり一方的な傾向といふものの一つの集團的な行動として走るといふことは、私はやはり今日までの見聞では遺憾ながら否定できない。そういう意味で臨時の措置法としてこういう法といふものが出るということは遺憾な極ではありますけれども、私はやむを得ないし又当然だといふ工合に考えるのであります。

○委員長(川村松助君) 次に鵜飼先生にお願ひいたします。

○公述人(鵜飼信成君) 私は憲法、行政法を専攻している者でありまして、その立場から只今ここで審議されております二つの法案に対して、私の意見を申し上げます。

ここに取上げられております二つの法案は、いずれも二つの相反する要求の正しい調和点をどこに求めるかという観点から判断すべき問題であると考えるのであります。第一の法案である義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の中には、教育の政治的中立性といふことを前提にいたしまして、これを確保するために、そのような教育の政治的中立性を侵害する行為を重刑罰をもつて取締るべきであるか、或いはむしろ教育者といふものの自主的な判断に委せて、その目標である政治的中立を確保すべきであるかという、二つの観点のどちらが正しいか、或いはその二つの考え方のどこに正しい調和点を見出すべきか、こういう問題として判断すべきであると考えます。第二の教育公務員特例法の一部改正に関する法律案につきましては、民主的な社会においては、すべての市民といふものが政治的な問題について自分の意見を十分に発言し、政治に広く参加し、できるだけの活動な活動をするべきであるといふ一方の要請と、他方、公務員特に教育公務員といふものは或る意味での中立性を持つておらなければその職務が十分に果せない。その職務に対する国民の信頼が得られない。この二つの要求を如何に正しく調和するかという問題として判断すべきであると思つてゐるのであります。この問題を正しく考えるためには、いゝな基準があると思つてゐるのですが、日本の具体的な民情、或いは日本の過去における経験、法則の示しているところ、な問題点、又現在我が国が置かれております日本国憲法の示しております諸原理、そしてそれらのもの、の考慮といふものを、その相互の関係においてどういふふうな順序に列付けるか、如何なる価値が現在の、今の我々にとつて最も高い価値を占めているか、こういうことを判断するの

が、まさに賢明なる立法者の責務であると思うのでありまして、その皆様の賢明なる判断をなさいますための一つの参考資料として、私はどう考えているかということをご簡単に申し上げてみたいのであります。

第一の義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の中には、幾つかの問題がありますが、私は三つの問題を挙げてみたいと思います。第一は、教唆、扇動というものを独立の罪として処罰しようとしている規定であります。これについてはいろいろ議論がすでに行われているようでありまして、私はこの教唆、扇動を処罰するという考え方の持つている問題点の一番大きなものは、教唆、扇動という行為は、その行為が本質的に思想及び表現の自由というものにかかわっているという点をばつぎとつかまえることであると思ひます。教唆、扇動は、思想、言論、表現の活動以外のものではあり得ないのであります。そこで教唆、扇動を処罰するということは、即ち思想を処罰し、言論を処罰するということにはかならないのであります。アメリカの最高裁判所の有名な判事であるオリバー・ウェンデル・ホームズという人が、すべての思想は扇動であるということを申しておるのであります。これは私は當つていふところでありまして、或る思想を持つておる者が、その思想に他の者も賛成するようにその思想を主張しないでは、思想としては意味をなさない。そこでそれを刑罰を以て取締るといふことは、即ち刑罰を以て言論の自由、思想の自由を取締るといふ結果にならざるを得ないのであります。教

唆、扇動についての処罰が若し許されるときは、それは現在の刑法が認めておられますように、これを独立の犯罪としないで、正犯に對して從屬するものとして、つまり現実にその言論活動によつて現実に犯罪となるような行為が行われた場合に、それに從屬して教唆をも処罰する、こういう考え方が現在の刑法にとられておるのは事柄の性質上当然でありまして、その範圍においてならば言論を取締ることも止むを得ない。併し獨立して言論だけを取締るということは大変危険である。なぜならば、その言論によつて如何なる社会的な害悪が起るかということ、全然予測に過ぎないのであります。その予測に對して判断をするものは、取締をする官憲であるからであります。その意味で私は、この法案が教唆、扇動を獨立して処罰しようとしている考え方、これはすでに我が国の実体法にも先例があるわけでありまして、それらも含めてこういう考え方は、日本国憲法の保障している言論の自由、それは我々のこの社会にとつて最も大切な自由の一つであります。それを侵害するものとして賛成することができないのであります。

第二は、この政治的中立ということを持つております意味であります。政治的中立を教育にあつては確保しなければならぬというところは、教育を受けた児童が特定の政党を支持することにはなつてはいけぬという意味を持つてはならないと思ひます。政治教育といふものは、必ず政治的な意識を持つた者が、自分の正しい判断に基いて、自分が或る特定の政党を支持するといふことができるよ

うにならなければ、政治教育の意味をなさないのであります。日本の現状はそうではなくして、児童が、或いは教育を受けた者が、そういう正しい政治判断をしないで、何かほかの力に押されて、政治的な行為、例えば投票等をするといふところに問題があるわけでありまして、正しい判断に基いて、特定の政党を支持するようないふ、そういう教育をするとは、まさに教育の本来の目的でなければならぬ。そしてそのことは、教育基本法にも明らかに明記されておりますし、この法案も恐らくはそういうことを否定しようとするものではあり得ないと思ひます。併し規定の表現から見ますと、規定しているところは、そういう特定の政党を支持するようないふ判断を実際に持ち得ないような、つまり漠然として、政治から離れるといふことによつて、教育の政治的中立性が得られるかのように見える、又たとえ立法する場合に、そういうことが意圖されておらないとしても、現実にはこういう法律が成立することによつて、教育者が政治問題に接触することを恐れて、結局教育の中に正しい政治的判断をする力が養われぬような、そういう無気力な教育になつてしまふ虞れがある。そういう意味でこの法案については考えるべき点があるように思ひます。これが第二点であります。

第三点は、この法律に基く罪は、教育者に対する監督の責任を持つておる教育行政機関が請求した場合に、初めてこれを論ずるということになつておりますが、これを「論ずる」といふことはどういう意味であるか、いふ／＼問題がありましようが、仮に公訴を提起する

ことができるという意味に解釈するといふにしても、その前提になつております捜査といふことがなければ、果してこれを処罰していかうかはわからない。公訴を提起していかうかはわからない。そこで当然にその前提となります捜査といふことが行われる。それは捜査機関がやるにしても、或いはこの請求をなすことになつております教育行政機関がやるにしても、これはどちらにしても教育者といふものと、そういう捜査機関といふものととの間に大變密接な關係ができてまして、一方から申しますれば、教育者が警察化する、或いは警察が教育の中に入つて来る、こういうことになりまして、教育の方向を大變に誤らしめる虞れがあるのであります。これらの三つの点から申しまして、第一の法案といふものの持つております危険性について、我々はこの際十分に反省をしなければならぬのではないかと、かように考えるわけでございます。

それから第二に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきましては、いふ／＼問題がございますが、先ず第一に、現在の国家公務員法第二百七条と、それに基く人事院規則の十四の七といふものによつては、少くとも規定の表面から申しますと、投票を除く以外の政治的な行為といふものは、公務員に對して殆んど全面的に禁止されているといふふうに規定の表面からは見えるのであります。併しそう解してはならないといふことは、この法律及びそれに基く人事院規則ができませんときからすでにたび／＼指摘されて来たところであるのみならず、この法律の制定について大きな關係を持つておりま

した連合国最高司令部の公務員課長の代理であるマツコイ氏がその声明の中ではつきりと申しておるところでございます。そのマツコイ氏の声明の一部分を引用いたしますと、「教育者は当然日本、の青少年にあらゆる部面の経済的、政治的問題を教へなければならぬ」といふ責任を有しているものでありますから、この規定は特に人事院がこれら教育職員に適用するために挿入されたものであります。そしてそれらの教育職員によつてあらゆる方面の問題が知らされなければ、青少年はその知能を正しく用い、正しい判断を下すことを期待し得ないでありましよう。これが民主主義における教育職員の任務であります。それ以外のものは独裁であります。」「即ち、教育公務員といふものは一般公務員と違つて政治的な問題について十分な関心を持ち、政治的な問題といふものを取上げる責務がある、これが民主主義の要求であると、そのことを許すために国家公務員法第二百七条に基く人事院規則十四の七の第七項といふものに一つの規定が入りまして、これがマツコイ氏の声明にいわゆるこの規定が挿入されたといふ規定であります。この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するたため當然行ふべき行為を禁止又は制限するものではない」といふことが入つたのであります。そうしてこの人事院規則十四の七の第七項に基いて、職務上であるならばいふゆる政治的行為として一般に禁止されておる行為もこれを以て差支えないといふことになりまして、現在では例えば国家公務員である大学の教員が政治的な問題について批判をする、例えば国会に提出され

たる法案を批判するというふうなことは差支えないのであるというふうな言われておるわけでありすが、然らばそういうふうなことが例外が認められるから、これと同じものを義務教育諸学校の公立学校の教育公務員に適用しても差支えないかと思ふと、私はそう簡単に言えないと思ふのであります。何となれば、第一に義務教育諸学校の先生というものが持つておる本来の職務が、果して現在国家公務員たる国立学校の教育公務員の持つておる本来の職務と全く同じであるかどうかというところがすでに問題でありまして、若しも全く同じでないという判断ができますと、現在の国家公務員たる教育職員には許されておる行為が、公立学校の教育公務員には許されないという判断さえも出て来る虞れがある。又逆に申しますと、公立学校の先生に或る行為が許されなくなつたということの反射として、現在国立学校の教育に許されております行為が次第に又制限されて来るということも予想されないのでないわけでありまして、それらのことを考えますと、この際国家公務員法及び人事院規則の例によつて、地方公務員たる公立学校の教育公務員をも規制するという方向に行くべきではなくして、むしろ人事院規則十四の七の第七項の示しておりますような精神をもつとはつきりと制度の上に現わさなければ、公務員課長代理の考えたようなことは実現されないのではないか。そういう意味で立法者としては、今のようないたしませんが、もつと本来の狙いである政治的な行動の自由というもの、必要な範囲内において伸び／＼と

自由に行けるように現在の制度そのものを改めて行くという方向に進むのが当然ではないかというふうな考えます。のみならず、現在のいわゆる自由民主主義に属する諸国においては、このような厳格な制限というものは一概にしておらないのでありまして、それは文部省が作りになりました欧米各国における教育の政治的中立維持の問題という調査報告、昭和二十九年二月文部省調査局の報告を拜見いたしますと、この中に取上げられておりますアメリカ、フランス、イギリス、西ドイツと、この四つの国においては、教育公務員の政治的な活動というものは全く自由でありまして、何らの制限が加えられていない。若しも我々がこれらの自由民主主義諸国に学ぼうとするならば、同じように現在の国家公務員における制限さえも撤廃すべきでありまして、改めて現在許されておる自由を更に制限するというような方向に進むべきではないというふうな考えます。特にアメリカにおきましては、法律によつて、教育委員会が教育公務員の政治的活動を禁止してはならない、教育委員会の義務として、教育委員会はそういう禁止をしてはならないという立法例さえあるくらいでありまして、それは強く自由民主主義の諸国において認められておることが、日本では全く逆の方向に行かなければならないという事態は、私は二つの世界の対立という国際的な冷感な事実として考えてもあり得ないと思ふのであります。その意味では、この教育公務員特例法の一部を改正する法律案というものの持つております規定に疑問を持つものでございます。

これで一般的に二つの法律案に対する私の見解を申し上げたわけでありすが、なおこの二つの法律案については、衆議院で若干の修正がされておりますので、その修正点について私の意見を申し上げます。

第一は、この両法案をいづれも臨時立法とする。即ち義務教育諸学校における教育の政治的中立確保に関する法律というものを臨時措置法と改める。そうして本文の中に「当分の間、その効力を有する。」若しくは「当分の間」という言葉を適當なる箇所に挿入するといふ修正をいたしておるわけでありすが、これは私は法律的には殆んど意味がないと思ふのであります。何となれば、この臨時的な立法ということとは具体的に、明示的に、その効力を持つ期限というものが明記されていなければなりませんから、改めてこれを別の法律を以て廃止しない限り、たとえこの法律に「当分の間」と書いてあつても、いつまでも効力を持ち得るわけでありまして。そういたしますと、これは書いてあつても書いてなくても法律の効力においては全く同じことである。のみならず考えようによりましては、何も明記していない場合よりもむしろ困つたことになる可能性さえあります。それは日本では「問題になつておりますいふゆる臨時法」という理論があります。限時的立法は、その立法に違反する行為をその臨時立法が廃止された後においてもこれを処罰することができ、こういう理論が広く行われるわけでありまして、これは若し「当分の間」ということが書いてなければ、廃止後においては、その法律が効力を持つてゐる間の違法行為を処

罰することができないのであります。臨時措置法としたために、臨時法としての扱いを受けて、廃止後においてこれを処罰するということができないになつて来る。その意味で臨時立法であることを明記いたしましたことは、決してプラスにならないではないかというふうな私は考えるわけでございます。

それからもう一つは、教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の第三條二項を削除いたしまして、従来の第三條の終りの所に、特定の政党を支持又は反対させるための教育というふうに入れたこととありますが、この「ための教育」というのも大変に明確ではありません。つまり「ため」というのは一主観的なものであるか、客観的なものであるか、主観的なものであるか、とすれば、そういう意図を以て行なつたということは何人か判断をするということになります。客観的なものであるかといふことは、そういう「ための教育」であるかどうかということを示している客観的事実というものは、これも極めてあいまいなものでありまして、どちらにいたしましても、刑罰法規にとつて最も本質的な要素である犯罪の構成要件というものが明確にされてゐるという点に今度の法律案は合致しない。今度の法律案はそういう要求を、そういう基本的な原理を體現していない。犯罪の構成要件をあいまいにしておいて、そうして実際には大抵の行為はこれに引つかからない、或る非常に極端な場合だけが引つかかるのだから、国民は安心していてもよろしいというふうに申しますことは、実は決して本當の安心にはならないのであります。

して、却つて現実にはこれによつて処罰される人が、少くともいつ誰か引つかかるかわからないという恐怖の中に国民を置くわけでありまして、その結果としては言論活動に従事している者、或いは教育に従事している者、研究に従事している者、そういう者が伸びと活動することができなくなつて、その結果は日本の将来に私は決してプラスにならないのではないかと、いふに考へるわけでございます。

大変簡単でございますが、これは私の持つておる疑問でございます。私は賢明なる参議院の議員のかた／＼がこの法案の持つておる危険性というものを十分お考えになつて、この法律が成立しないようにすることを心から願つております。

○委員長(川村松助君) これを以て公述人のかた／＼の御意見の開陳が終了しました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始め、暫時休憩いたします。

午後四時七分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕